平成19年第2回防府市議会定例会会議録(その3)

平成19年6月19日(火曜日)

議事日程

平成19年6月19日(火曜日) 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(27名)

1番	河	杉	憲	=	君			2 番	:	藤	本	和	久	君
3 番	Щ	根	祐	=	君			4 番	:	斉	藤		旭	君
5 番	横	田	和	玄隹	君			6 番	:	弘	中	正	俊	君
7 番	木	村	_	彦	君			8 番	:	重	Ш	恭	年	君
9 番	松	村		学	君	1	1	0 番	:	伊	藤		央	君
1 1 番	原	田	洋	介	君	1	1	2 番	:	大	村	崇	治	君
1 3 番	Ξ	原	昭	治	君	1	1	4 番	:	Щ	本	久	江	君
1 5 番	平	田	豊	民	君	1	1	7 番	:	藤	野	文	彦	君
18番	髙	砂	朋	子	君	1	1	9 番	:	安	藤	=	郎	君
2 0 番	今	津	誠	_	君	2	2	1番	:	河	村	龍	夫	君
2 3 番	Щ	下	和	明	君	2	2	4 番	:	馬	野	昭	彦	君
2 5 番	深	田	慎	治	君	2	2	6 番	:	Щ	田	如	仙	君
2 7 番	中	司		実	君	2	2	8 番	:	田	中	健	次	君
3 0 番	行	重	延	昭	君									

欠席議員(2名)

2 2 番 久 保 玄 爾 君 2 9 番 佐 鹿 博 敏 君

説明のため出席した者

長 正人君 副 市 長 嘉村院男 君 松 浦 会計管理者 和 行 君 財 務 部 長 内 藤 吉 村 廣 樹 君 総務部長 道 生 君 総 務 課 長 柳 博 之 君 浅 田 産業振興部長 生活環境部長 宰 満君 正文 君 黒 桑 原 土木都市建設 子 幸君 理 正 輝 金 正 島 本 君 툱 健康福祉部長 Ш 下 陽 平 君 教 育 長 出 田 利 雄 君 教 育 次 長 夫 君 水道事業管理者 中 和 田 康 村 隆 君 水道局次長 消 防 四 部 勝 正君 長 松 永 政 己 君 選挙管理委員会 松吉 監 査 委 員 大 木 孝 好 君 栄 君 事 務 局 長

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 武 文 君 議 会事務局次 長 徳 冨 健 司 君

午前10時 開議

議長(行重 延昭君) 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 欠席の届け出のありました議員は、佐鹿議員であります。

会議録署名議員の指名

議長(行重 延昭君) 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。14番、山本議員、15番、平田議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長(行重 延昭君) 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願い申し上げます。

これより質問に入ります。最初は12番、大村議員。

[12番 大村 崇治君 登壇]

12番(大村 崇治君) おはようございます。

いよいよ梅雨に入りました。本日は、やはず苑の雨水、排水対策について、地元の関係者が不安を訴えて傍聴にお見えです。誠意ある回答をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

やはず園問題については、3人の請求人による住民監査請求が平成18年12月8日、 提出され、その住民監査結果が平成19年2月13日に報告され、それを不服とし住民訴 訟が平成19年2月14日、山口地方裁判所民事部に提出され、現在訴訟中でございます。

本件については、平成18年4月11日、市議会議長あてに告発文が届き、市民の方からは、議会は何をしておるのかなどの指摘もあり、平成18年5月9日、議員有志によるやはず園民営化の経緯を調査する会を立ち上げ、関係書類の公開請求をし、調査してまいりました。

市議会においては、平成15年12月定例会の市長行政報告とこれに対する同僚議員の一般質問で、「市内2つの法人と協議していたが、進展しない状態の中、専門的な知識と実績を持つ下関市の「暁会」から申し出があり、それと協議していく」との報告があり、事の真相が初めて明らかになりました。

公開請求した関係書類、農業委員会会議録、教育民生委員会会議録などを見ました範囲では、当初の説明から要綱改正までに至る経緯や結果については、我々市議会や市民には十分な説明が全くされないまま、平成16年9月定例市議会において補正予算が計上され可決されました。

私たちも、地方自治法第99条による議会における調査委員会の設置等も考えましたが、 既に決算を経て1年を経過していることから、好ましくないことの判例により調査を断念 した次第でございます。

市当局や監査結果の報告によると、「既に議決済みである」とされております。議会に全く責任がないとは申しませんが、それ以前の問題として十分な資料提供や説明を受けていなかったことは、議会軽視はもとより、開かれた市政とは言えないことを議会人の一人として今日まで発言の機会がなかったので、はっきりとここで申し上げておきます。

なお、決算認定のときには、新人議員の方も含め、全員が審議の場に加わっていたこと を申し添えておきます。

私は、現職時代、福祉に5年、在籍していました。本来、養護老人ホームは単体では採算性が厳しいことから、おのずから特別養護老人ホームや医療法人との併設が考えられます。体が不自由になり動かなくなったときの移管措置などの問題、また、家族の見舞いのことなどを考えれば、おのずから市内の関係者にやらすべきであり、やらなければならないと思うのが専門家の意見や担当者の気持ちであろうと思います。

平成13年11月28日、防府市行政改革委員会会長の民間委託の推進についての答申、 さらに、第二部会報告書によると、「単に行政サイドの都合のみならず、市民サイドから の要請にも十分配慮する必要がある」。また、「このような視点に立って、8月30日か ら10月26日までの前後5回、部会を開催し、先進事例を有する山口などの各市に赴き、首長や担当職員などから、これらの問題の取り組み状況を調査し、参考とした」とあります。

また、結論として、移管のメリットは「移管先の法人が医療施設や特別養護老人ホーム などを複合的に経営している場合には、入居者の健康状態に応じて、グループ内の他のより適切な施設への転居が容易になるなど、入居者の利便性の向上が図られることである」 と、まさに前段申しました、そのとおりが述べられております。

そこで、お尋ねいたします。

県内の養護老人ホームのうち、平成10年4月に長門市の「ゆもと苑」、平成11年 4月に柳井市の「あそか苑」が民設民営化されています。他市の事例もありましょうが、 公募のあり方など調査されたと思いますが、どのような状況であったのかお尋ねいたしま す。

次に、「やはず苑」の雨水、排水対策についてお尋ねいたします。

「やはず苑」が進出したあの一帯の農地は、平時においては調整池の役を果たしておりますが、大雨が降れば、大平山山ろくからの水があふれ、下流の天井川である長溝川ははんらんし、田畑や家屋が浸水し、多大な被害をこうむってまいりました。

昭和62年5月、浮野排水機場が設置され、その後においても上流の農地の排水を400ミリ排水口で処理し、調整樋門を設けるなどの改良も加えられ、災害防止に努めてこられました。

平成15年9月12日、突然、牟礼自治会連合会主催による、「やはず園」開発説明会が開催されました。地元としては、建設には反対はしないが、万全な排水計画でないと納得しがたいと、再三にわたり協議を重ねてこられました。このことは、当時、平成15年10月19日、毎日新聞が防府の「やはず園」民間委託問題で大きく取り上げられ、地元民の不安の声などが紹介されています。

一方、農業委員会の農地転用に際し、平成15年12月13日と平成16年4月13日の両日、委員会が開催され、排水問題の解決なくして農地転用は難しいなどが論じられ、地元代表委員から、「「やはず苑」独自による排水機場を設置、全部柳川に流し、周辺住民には迷惑をかけない」と明言されております。

また、市議会においては、平成15年12月の定例市議会一般質問で、同僚議員が「施設の建設等による周辺の環境変化に対し、周辺住民から排水問題などに心配の声が上がっている。市の対応は」と、これに対して市長は、「整備は民設民営で法人が土地の取得や造成、建設を行い運営するものです。入所者に対しましては、市の事業としての措置が継

続され、法人、入所者、地元との関係が重要であることから、周辺の影響など、課題の解決に向け、庁内関係部課と法人との協議会を開催し、協議を重ねており、今後も周辺住民の御意見を聞き、万全を期してまいりたい」と答弁をされています。

「やはず苑」側の雨水、排水計画によると、雨水流量調節は207台分の駐車場を流域 貯留施設として利用、貯留水深は10センチ程度、その水を市の排水機場により長溝川に 出す予定でありましたが、容量不足などの理由により、最終的には単独による排水機場を 設置、柳川に流すこととなっておるはずでございます。

しかし、現実はどうでしょうか。敷地内の貯留施設はおろか、ため池もなく、計画どおり施工されてなく、地元への報告もないそうでございます。昨年の大雨により、柳川沿いの小河川ははんらんし、下流のサイホンはのみ込めず、一部床下浸水もし、上流の下木部を含め、住民の不安は募るばかりでございます。当時の新聞報道、農業委員会における審議内容、議会における指摘事項などの不安が現実のものとなっております。

雨季を控え、市長はこうした実態をどのように受けとめておられるのか、いつ計画変更がされ、地元の了解を得られているのか。今日まで法人との協議会を何回開催され、どのように対応されておられるのか、お尋ねいたします。

次に、市有地の無償貸与についてお尋ねいたします。

「やはず苑」の進入路についてですが、都市計画道路環状1号線予定地で、土地開発公社が牟礼老人クラブにゲートボール場として無償貸与していた土地で、平成15年5月23日付で下関の「暁会」が養護老人ホームの移転改築するに当たり、当該土地の使用について使用料免除を希望する行政財産使用許可申請書が提出され、同年6月18日付で使用料免除の使用許可をされて今日に至っております。

使用料の免除の理由として、財務規則第154条第1項第3号により、行財政改革の一環とされています。既に、ごみ収集の一部を、平成16年に資源ごみ、平成19年には家庭ごみと、いずれも合特法による関係で民間委託とされています。行財政改革施策のためなら、何もこの使用料だけ免除するのでなく、今後のことも含め、いろいろな分野において弊害が生じてまいると思います。

昨今、市職員の駐車場料金の問題、ことしからさらに各公民館や出張所などについても 徴されております。これら全体のバランス、公平性から見たとき、果たして市事業遂行上 やむを得ないと認められるのか、市事業の円滑な執行に寄与すると認められるのか、使用 料を徴すべきと思います。統一した基準または見解がおありならお示しいただきたく、御 当局の御所見をお伺いいたします。

次に、民有地提供による遊び広場及びグランドゴルフ場の課税状況についてお尋ねいた

します。

先ほど触れましたが、長年、牟礼地区老人クラブが無償で借りていた市有地が平成 15年「やはず苑」の移転改築により移転のやむなきに至り、新たに代替地として牟礼南 小学校東の個人所有の土地、地目、田、2,545平米を牟礼地域連合自治会が借り受け ているものです。

平成15年12月、個人所有者から高齢障害課に「遊び広場」として土地の提供申請があり、平成16年1月から平成21年3月までの5年間、「遊び広場」として認定されています。毎年、遊び広場等現況報告書が牟礼地域自治会連合会長から提出されていますが、ゲートボールは他の場所で行われており、地元の方たちは今日まで一度も見たことがないと言われております。私も昨年からたびたび見ておりますが、草は生え、整地はおろか、とてもグランドゴルフや子どもの遊び広場とは言えません。

現況課税が原則であります。課税状況はどうなっているのか、御当局の御所見をお伺いいたし、壇上での質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 12番、大村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 御質問にお答えいたします。

民設民営の「やはず苑」につきましては、ことしの3月議会におきまして行政報告をさせていただきましたように、住民訴訟に対しまして応訴いたしております。したがいまして、現時点での答弁は控えさせていただきますが、結審し判決が出ました折には、議会に御報告をさせていただきますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、訴訟とは関係しておりません周辺の排水対策につきましては、以前から地元の御要望がございましたので、平成17年9月にポンプ場横にスライド式樋門を設置いたしまして、鋭意改善に努めております。

市といたしましても、地域住民の方の安心・安全のため最善を尽くしてまいりますので、 御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

議長(行重 延昭君) 12番、大村議員。

12番(大村 崇治君) 訴訟中であるから、あえて私は補助金の要綱の内容など核心に触れないように質問を投げかけているつもりでございます。答弁ができないというのは、何かやましいことがあるから答弁できないものと判断いたします。したがいまして、順次私は申していきます。

まず、先進市の状況は答弁がございませんでしたね。行政改革の答申をどのように受け

とめ、民設民営に反映したのかということをお答えいただきたいとしておるわけでござい ます。

しかし、私、もう申していきますが、平成18年11月2日、柳井市の「あそか苑」、同年11月22日、長門市の「ゆもと苑」を訪ね、調査いたしてまいりました。長門市には2人の職員がお見えと聞きました。柳井市につきましては、平成8年に老朽化した養護老人ホームをデイサービスセンターと在宅支援センターとを併設した要望書を地元の保育所経営者の方から申請が出て、市の方もほかのところ等も検討されましたけれども、結局引き受け手がないので、現在、特別老人ホームと併設して共同調理場を設け、すばらしい養護老人ホームを併設した開設を11年4月に開設されております。

一方、長門市には、平成6年、これも老朽化に伴い、高齢化社会にふさわしい福祉施設にするため選考委員会を設置し、公募する。市議会議員5名、執行部5名による選考委員会を設置して、実は長門市の場合は、土地が従来から個人の借りた土地でございましたことから、土地の買収費、造成費相当分を負担する条件でその選考委員会にかけ、公募をされております。

また、つい最近の事例としまして、別府市がやはり老朽化に伴い公募されております。これは選定委員会を設置されて、この内容は、学識経験者、市議会代表、福祉関係者、市民代表、行政関係者の10人とされておりまして、初めに1施設からしか応募がなかったので、さらに市補助金とか条件を緩和し、さらに募集をかけまして、3法人から申し込みがありまして、厳選の上、市内の特別養護老人ホーム経営者に選定を決めておられます。

このように、長門、別府市さんの例を見ましても、私のところの1億3,000万円以上の額とここでは申しておきますけれども、それを選考委員会に初めからかけて公募されております。

いずれにしましても、1億3,000万円という市民の大切な税金です。なぜ他市のように選考委員会を設置し、金額を提示されなかったのか、私は暁会さんが悪いと言っているのではないんです。手順が違うと、ボタンのかけ違えを私は指摘しておるのでございます。

監査結果の報告書の中で、「田中市議の紹介で」とあります。最終的には、市長が誘致し、決定されたのでしょうが、理由がないじゃないですか。今、県を挙げて地産地消が叫ばれております。なぜ特定の業者を下関から連れてこなければならないんですか。

昨日の安藤議員の質問、公共工事の入札に関しまして、あなたはどうおっしゃったですか。他市からどんどん何でも全部お入りくださいという形を決してとっているものではございません。防府市の業者を最大限に優先していると。言うこととやることが全然違うじ

ゃないですか。答弁がないので、勝手に申させていただきます。

ちょっと整理しますと、まず要綱改正部分ですが、平成14年12月議会、広石議員の補助金のあり方についての答弁で、「老人福祉施設については、介護保険施行後、運営が安定したことから、平成15年以降着手されるものについては、市単独の補助は行わない。なお、養護老人ホームについては、介護保険以外の施設ということもあり、補助対象を継続しております」。また、15年12月5日の市長行政報告で、「市補助金については現在、検討協議を重ねており、適切な時期にお諮りいたします」と、こうなっております。

このように市長は、議会を通じ、制度を変えるとは言っておられますが、要綱の改正に ついては一度も言われておりませんことを申しておきます。

次に、議会、委員会の報告でございます。平成 1 6 年議会、最終補正でいきなり上程され、本会議で詳しく説明もされず、委員会で説明しておられます。所属議員の方はもちろん、他の議員は、これでは審議する場がないわけで、例えば修正する場がございません。 私は、今回の開示請求で知りまして驚きました。議員のほとんどの方がこうした事実を知られなかったと思っております。全く議会軽視も甚だしいと申しておきます。

次に、市長の議会軽視発言、全員協議会不要論について申してみます。

平成 1 7年 9 月議会、同僚議員の発言で、「議案書の発送をもって御審議を仰ぐわけですから、これが最大のお知らせであり、情報公開であり、御判断を仰ぐ場面であると思っています」と、過去にも全員協議会不要論を唱えておられます。全く議会軽視で、これではチェックができないではないかと申しておきます。

また、平成16年最終議会の9月17日、最終補正の教育民生委員会の担当部署の発言では、「市内の施設の中には、非常に魅力に欠ける施設であると判断されておられるようで、誘致といいますか、探すのに非常に苦労してきた。今回、暁会から引き受けてもらえるのは、長期的な展望に立ち、考えられたことで、防府市にとっても、私個人としても全額出してもいい気持ちで、それだけメリットがあると考えております」、こういうことを言っているわけです。全く本末転倒の発言と申します。

いずれにしましても、開かれた市政、平等、公正、透明性とは申せません。皆さん行政のプロじゃないですか。指摘されておる、まさに官製補助金談合と言われてもしようがないと言えます。許される問題ではないことを申して、この項を終わります。

次に、「やはず苑」の雨水、排水対策ですが、市長答弁で、地元の要望で平成17年、 樋門を設置されたと、今、言われましたけれども、どういう樋門ですか。ちょっと答弁し てください。

議長(行重 延昭君) 答弁ありませんか。

暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時33分 開議

議長(行重 延昭君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。土木都市建設部長。

土木都市建設部長(金子 正幸君) 私の方から、先ほど市長の答弁がありました訴訟の方とは関係ないという観点から、まず樋門のことについてお答えいたします。

まず、浮野の排水機場の樋門の手前にスライドゲートを設置しております。これにつきましては、排水機場の手前の水位を上げて、それをポンプで稼働させまして、水を少しでも早く柳川へ流すということの装置で設置しております。これが、設置日が平成17年9月15日に設置しております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 12番、大村議員。

12番(大村 崇治君) ポンプアップで柳川へ流すというのは、柳川に転倒樋がしてあるあの水路ですか。

議長(行重 延昭君) 土木都市建設部長。

土木都市建設部長(金子 正幸君) 「やはず苑」の柳川に流出する部分については、マネキといいますか、通称マネキといいますが、それがついております。それの下流側にもともと浮野の排水機場の排水口があります。それで排水するという装置になっております。

議長(行重 延昭君) 12番、大村議員。

12番(大村 崇治君) それは、私は全く、地元の了解を得ているかどうかをまず尋ねますが、柳川にマネキでやるという、あなたは技術屋でしょう、私は素人でも、雨が降ったら増水してマネキをせかんにゃ逆流するじゃないですか。出ていく方法がないじゃないですか。それ、わからんのですか。そういうことを私、言いたいんです、まず。地元の了解を得てやったのですか。

議長(行重 延昭君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) 私どもで市民相談をいただいたものを整理したものが ございます。その中で、平成16年10月に、浮野自治会、下木部自治会、牟礼土地改良 区から浮野の排水ポンプ場の能力についてということでの御相談をいただいております。

その後、17年9月、18年と御相談をいただいておりまして、その中で17年にはそういうような工事がされたというような経過になっております。

以上です。

議長(行重 延昭君) 12番、大村議員。

12番(大村 崇治君) 基本的になってないじゃないですか。ここに「やはず苑」が来たときの地元と施設側との協議の中で、まず、長溝川に流そうということであったけれども、それは容量とか浮野の問題やらで、もうそれはだめですよと、それは市もそのことで了解しているわけです。

それで、さっきも言いましたように、じゃあ農業委員会でも、最終的には地元の代表者が責任を持って、柳川にポンプをつけて流すと言ってる、そのことが今日のままになって、結果的にできてないからこういうことになっちょる。それを尋ねるのに、市民相談がどねえとか、そんな話ではないでしょう。あなたら担当がそこに誘致してあるでしょうが。もともと田中連合自治会長であり、市会議員であり、牟礼の土地改良区の理事長である。それでまた、華林ホームの社長である。地元のことは一番詳しいはずです。それがほったらかしちょるというのは、それをまた市長が認めちょる、そこに問題があるんですよ。それを言うちょるんですよ。答弁になっちょらん。

議長(行重 延昭君) 御意見でいいですか、今のは。12番、大村議員。

12番(大村 崇治君) どうせ今裁判中だから答弁できないと言われるのはわかっちょるから。そのように、今、梅雨の大雨の時期です。例えば昨日なんかは、南九州、四国、和歌山、大雨、異常雨が降ったりしちょる。現実にそういう問題がいつ起きるかわからん。そのときに市民の大切な財産、生命を守るのはやっぱり市長じゃないですか。それをあなた、裁判がだめだから今言われんとか、そういう問題じゃないでしょう。そこは真剣にちょっと答弁してくださいよ。

議長(行重 延昭君) 市長。

市長(松浦 正人君) 先ほども壇上で申し上げましたとおり、市民の安心・安全のため最善を尽くしてまいりたいと思っております。

議長(行重 延昭君) 12番、大村議員。

12番(大村 崇治君) どのように最善を尽くされるんですか。例えば、もう既に工事完了届、実績報告書も出て、お金も支払われておると思うんです。監査委員の結果報告として、財務規則、事務決裁規程による支出負担行為、支出命令等一連の財務会計事務は適正とされています。既にお金は支払っておられるんです。工事はそういうふうに未完了である。だれがチェックをするんですか。行政、なっちょらん。そこを言いたい。答弁できんですか。

議長(行重 延昭君) 市長。

市長(松浦 正人君) 私が申し上げておりますのは、異常気象の中で何が起きるかわからないじゃないかという前段のお話がありましたので、そのようなまさかのとき、いろいろなことに対しては、市民の安心・安全を守るという観点から最善を尽くしてまいりたいと、このように申し上げたまでのことでございます。

議長(行重 延昭君) 12番、大村議員。

12番(大村 崇治君) 何回言っても同じことですから、それ以上言いませんけれども、早急にこれは善処しなければ、また床下浸水になったらどうするんですか。そのことだけ、担当者、ようしっかり聞いてやらんにゃ。

こうした状況下、浮野の排水機場の役割がますます重要でございます。平成17年8月の台風16号襲来時に停電して、下流の地域が浸水など、被害をこうむっております。自家発電の設置要望もされておりますが、その辺は部長さん、どのように考えておられるか、お尋ねいたします。

議長(行重 延昭君) 土木都市建設部長。

土木都市建設部長(金子 正幸君) お尋ねの件につきましては、大雨の際、市内各所、いるいる発生いたします。そのあたりについて災害対策本部等にずっと入ってくるわけですが、排水ポンプ車やら消防自動車、移動の発電機とポンプを持って行ったり、いるいるそういうことで対応して、いるいるな手配を考えて対応しているのが現実でございます。

議長(行重 延昭君) 12番、大村議員。

以上でございます。

12番(大村 崇治君) 今、一連の高潮対策あたりで、沿岸の樋門等、自家発を随時整備されておられるし、高価な品物であるということも十分わかっております。私があなた方の立場になって逆に答弁しますが、しっかりそういうことも踏まえて、緊急時には、自家発のポンプ車が行くように、ぜひ、とりあえずそういうことを、最善の努力はとっていただきたい、よろしゅうございますか。

市有地の無償貸与について、これも答弁ができないから申し上げます。

農地転用や建築確認申請に当たり、進入路の使用許可が必要なのは全く理解できるわけです。しかし、造成の工事も終わって、今日ですね、当初の説明会の共通的必要事項として、進入路を含め、原則として法人所有とすると、こうあります。北側の市道からの進入路は、やはり基本としてはつくるべきと思いますが、答弁はできんでしょう。

次に、環状一号線に、仮に今から、あそこ何年たつかわかりませんけれども、延々と使用料は免除されるのですか。行政改革、各種補助金の見直しなどをされる中、あくまで民間施設として私は徴収するべきだと思うのですが、そのあたりはどうなんですか。

議長(行重 延昭君) 執行部、何かありますか。12番、大村議員。

12番(大村 崇治君) だから、私は冒頭言いましたように、できるだけ今訴訟中の件については直接触れないように申しておるわけで、それをすべてそういうふうに言われるならそれは仕方がない。

だから、やはり結びつくと、一つだけそういうことをやると便宜供与じゃないかというのです。例えば、さっき言いましたごみ車なんか、例えば何台か車を提供してもおかしくないじゃないですか。そういうことも言ってもしようがない。

以上でこの項を終わります。

次に、民有地の遊び広場、グランドゴルフ場の課税状況です。

これも、「やはず園」問題と、市長、直接関係ないんじゃないですか。代替地を市があっせんされたというなら私はいいと思うけれども、個人から連合自治会が勝手に求めたものでございましょう。この辺、どうですか。

議長(行重 延昭君) 執行部、ありませんか。12番、大村議員。

12番(大村 崇治君) 全く議会軽視も甚だしいと思います。ことしの個人所有者から高齢障害課に1月1日現在の遊び広場の用途に供する現況報告書が、そして牟礼の連合自治会長から利用状況の報告が出ております。冒頭申しましたように、5年契約で高齢障害課が認めちょるわけですから。行ってごらんなさいませ、草は生え放題、ぼうぼうで、つい最近刈られたというんだけど、だれかが言ったから刈られたと思うんですけどね。やはりそれなりの地位の人が、何の目的で借りられたか知りませんけれども、これは全く課税上違法じゃないですか。全くおかしな話ですよ。課税状況、個人がやっているのに、現況課税でしょうが。そんなので市に通るんですか。

時間をとるばかりで、これはもう全く無視されたような状態で許されんですよ。現況課税で、本当にこんなことが、のうのうと行政がやっていいのかどうか、おかしな話です。 終わります。

私は、柳井の「あそか苑」にお伺いしたとき園長さんが、農地転用や県の建築確認、特に排水対策が非常に厳しいとおっしゃっておりました。ところが、どうですか、このやはず苑問題、全くなぞが多いと申します。あれだけの広大な土地、3.3へクですよ、3万3,000平米、しかも207台、50人の病棟で、207台、なんで要るんですか。まだ、いくら都市計画法29条の開発行為の免除とはいえ、農地転用や県の建築確認を私はよく許可したと思うんです。

通常、事業計画があり、資金面のいろいろな資金計画がある、そうした上でその都度許可するのが一般の常識と私は思うんです。逆に言ったら、使用されていない部分の固定資

産税は当然免除されているわけです。さっきと同じじゃないですか。市民の重税から見た方々からすれば、許されるべき行為じゃないと言えると思うんです。元気、元気のふるさとづくり、開かれた市政、平等、公平、透明性とは一体何か、まじめに取り組んでいただきたい。

以上で質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 市長、一言。

市長(松浦 正人君) 質問を終えられたようなので、一言申し上げておきます。

いろいろな御発言がございましたが、まず、やましいことは何一つございません。

それから、今日まで、やはず園の一連のことにつきましては、この本会議場でも、また、 議会の皆様方の委員会におきましても、きちっと御説明を申し上げ、そしてその都度御賛 同をいただきながら粛々と進めてきた事業でございます。

一連の御質問につきましては、現在なお応訴いたしているところでございますので、どのような予断を与えてもいけませんので、私どもは御答弁を十分いたしておらないかもわかりませんが、その点は御理解をいただきますように、以上、私から申し上げておきます。

議長(行重 延昭君) 以上で、12番、大村議員の質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 次は、8番、重川議員。

[8番 重川 恭年君 登壇]

8番(重川 恭年君) おはようございます。新人クラブの重川恭年でございます。

本議会では、1点目に、市営墓園設置及び管理条例のことについて、それから2点目に、 知的財産の創出、振興対策の促進について、この2点をお尋ねいたしたいと存じますので、 執行部の方におかれましては、誠意ある御回答をお願いいたしたいと存じます。

まず最初に、市営墓園についてであります。

市営墓園設置及び管理条例は、昭和57年12月24日、条例第49号として認定され、58年4月1日から施行されております。そして、昭和57年度から貸し出しが開始されたと存じております。現在に至るまで25年以上を経過しているわけでありますが、その総区画数は2,072区画、現在の残り区画数は30区画程度と聞き及んでおります。

そこで、お尋ねいたしたいことは、今、遺骨を持っている、それですぐに墓を建てたい という思いで墓園を求めたい、こういう方がいらっしゃるわけでございます。

しかし、実際には募集区画数が少なく、抽選制度となっておりまして、近年5カ年の応募状況を調査してみますと、遺骨をお持ちの方あるいは遺骨をお持ちでない方を含めた競争倍率は、平均で3.67倍、そのうち遺骨をお持ちの方の競争率は1.6倍、なしの方

は2.0倍で、約4倍の競争率となっておるわけでして、墓が建てられない。

そこで、やはり遺骨をお持ちの方には、早くその手当てをしてさしあげなければならないのではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

次に質問いたしますのは、知的財産創出に対する振興であります。

ただいまこの防府市には、企業誘致に資する公有地はない、ゼロであると先般の議会においての同僚議員の質問に対してお答えになっておられます。そうはいっても、過日、名前を申し上げますと、株式会社ワイテックが企業の遊休地というか未利用地へ工場進出、新規の第2工場を建設されるという明るい話題にも接しております。

しかしながら、公有地はないわけであります。県内近隣自治体で売却する用地を持っているところ、市町村にはかなりの進出があるようでございます。そのことは、当該地の活力を増すものであると思っております。

さりとて、今現在、防府市内に工業団地等の造成、そういうものになると大変で、とて もできるものではないとも思っております。そこで、今、我が国の産業や経済環境が大き く変化する中、企業や自治体おのおのが知恵を出し、それぞれに競争力の維持・強化、そ して新規の産業の創設のための産学公官といいましょうか、その連携並びに知的財産創出 システムを重要視するようになりました。

安倍内閣でも、高市担当大臣を据え、イノベーション、日本語に直すと技術革新とか技 術改革と言われているようでございますが、その「イノベーション 2 5 戦略会議」を立ち 上げ、山口県においても「やまぐち未来デザイン 2 1 」の中で「産業フロンティア創造夢 戦略・創造的産業活動支援プロジェクト」を組んでおります。また、産学公連携による研 究・開発を促す体制にも力点を置き、その資金援助等にも努めておられます。

このように、国あるいは県、そしておのおのの自治体、企業等が積極点に施策を推進している中、我が防府市においてもそれに乗りおくれることなく、いや、その一歩前を行く 施策を行うことが防府市の活力を推進するものだと存じております。

以上の観点から、私は、大きな用地は不要であり、そして、経済産業活動を促進する源となる知的財産創出システムや産学公システムに対する支援対策の促進を強く求めるものでありますが、いかがお考えなのか、御所見を伺いたいと存じます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 8番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 私からは、知的財産創出に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

今日、少子高齢化と企業のグローバルな活動の進展に伴い、産業競争力の低下が懸念される中で、知的財産の重要性が格段に高まっておりまして、今後は、新しい技術、アイデアといった知恵によって生産性を向上させるとともに、明確に差別化された製品、サービスを生み出していくことが求められており、本市においても既存産業の技術の高度化と新産業の育成の必要性を強く感じているところでございます。

こうした中、国においては、グローバルな競争時代のもとで持続的な経済成長と豊かな 社会を実現するため、本年5月に知的財産戦略の方針としての「イノベーション25」が 取りまとめられ、また、県においても新たな産業を自立的に生み出し、育てていく「産業 フロンティア創造夢戦略」を策定し、産業フロンティアへの挑戦や創造的な産業活動が展 開しやすい環境の整備などの支援に取り組まれております。

本市においても、地場産業振興センターをものづくりや新たな産業創出等の産学公の連携の拠点として協働研究等に取り組んでおりまして、昨年度は国の産地等地域活性化支援事業を活用し、山口大学医学部の「血管病予防機能性食品の開発」、徳山高等専門学校の「マイクロバブルを活用した新事業展開」の研究成果が紹介され、参加企業との間でこれら知的財産の活用が検討されております。

今年度は、さらに事業化できるものづくり、商品化できるものづくりに向けて企業のニーズの把握等、企業とセンターとの連携強化を図る施策等が計画されております。知的財産の創出は、地元企業の振興、特に地場産業との関係が深いため、地元企業の動向に詳しい商工会議所とも連携し、起業や新商品開発等のための有効な支援方法について協議してまいりたいと考えております。

また、地元企業との連携強化を図るため、本年4月から製造業を中心に、改めて企業訪問を実施させていただいております。そこで、企業の要望や事業展開に当たっての有効な支援策などをお聞きし、情報収集を行っているところでございます。今後も地元企業のニーズの把握に努めるとともに、地場産業への訪問も行うなど、行政と地元企業との関係を大切にして本市の産業振興の強化に取り組むことといたしております。

本市における産学公連携はやっとスタートラインに着いたばかりでございますが、これからは市の関係各部が連携をとるとともに、さらには商工会議所等、他の機関とも緊密な連携をとりながら、先進市の事例も参考にして、知的財産創出に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、生活環境部長より答弁いたさせます。

議長(行重 延昭君) 8番、重川議員。

8番(重川 恭年君) 今、答弁いただきました。その内容は、おおむね国とかそれか

ら県が推進しようとしている「イノベーション 2 5 」、それから「産業フロンティア創造 夢戦略」など知的財産戦略が必要であると。そして、今後推進しなければいけないという 方針に沿っているものであると理解いたしております。防府市においても推進しなければ ならないものだとの認識に立っておられると思います。

それで、私が先般いたしました同様の一般質問の回答の中で、市内には現在高度の研究学習機関等がないとの文言もありましたけれども、ただいまの回答にもありました地場産業振興センターもありますけれども、青少年科学館もあります。研究施設ではありませんけれども、当該科学館は、子どもたちに夢を持たせる施設、そして市民に科学に関する関心を持たせる施設でもある館であると存じておりますので、新しい発想での子どもや市民の方々からの知的財産等のアイデアや技術に関する提案制度あるいは表彰制度を設定されてはいかがかと思うわけでございますけれども、この点についていかがお考えなのか、お尋ねいたします。

議長(行重 延昭君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 今、御提案のソラールでのいろいろな表彰制度、提案制度を取り入れてはということでございますが、ソラールは財団法人文化振興財団でございますが、財団としての表彰の制度は設けてはおりませんが、現実には、秋に、小・中学校の夏休みによくやっております科学作品展、これは非常にそれぞれのスケールの大きなもので対応いたしておりますが、各学校で選ばれた作品の方をソラールに集め、そしてまた、ソラールでいろいろな選別を行いまして、県に上がり、あるいはもっと優秀なものは国に上がりというような形で表彰制度を設けておるところでございます。

今後は、そういったようなものも含めて、財団法人としての表彰制度ができるのかどうかということも含めて今後検討してまいりたいと思っております。

議長(行重 延昭君) 8番、重川議員。

8番(重川 恭年君) 今、ソラール自体ではそういう制度はつくっておらないが、夏休みを利用した小・中学生科学作品展というか、こういうものを設けているということでございますので、まだこれに限らず、いろいろな面からそういうものの表彰制度あるいは提案制度を設けてもらいたいということで要望しておきます。

それから、地方でも個性豊かな中小といいますか、企業が多く育ち、地方経済に活力を与えることが現在望まれております。そのため、技術あるいは知識、人材、ノウハウなどを保有する地域資源、これを活用するネットワークづくりが必要ではないかと思っております。いわゆる産学公官連携のシステムづくりとそれを具体化する施設あるいは支援であります。

このようなことで、他市の例をとりますと、私が調査というか聞き及んでいる限りでは全国に多数ありますし、近隣の類似都市においても設置しております。私も現地を見ております。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思うわけでありますが、いかがでしょうか、要望いたします。何か御回答でもあればお伺いしたいと存じます。

議長(行重 延昭君) 産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) 今、御要望ということですけれども、一言触れさせていただきたいと思います。今議員おっしゃいましたように、県内におきましても、他市においてそういった新規企業の創出あるいは技術の開発ということで、今、国等が行っております大規模なそういった取り組みも他市にあるんですけれども、県内では比較的コンパクトな形で取り組みがされているやの事例を聞き及んでおります。

したがいまして、今、多々御提案、あったわけですけれども、市といたしましても、これから先、いわゆる新規企業の開発、技術の開発等々を含めましての研究をしてまいりたいということで、先ほど市長が答弁を申し上げましたように、スタートラインに着いたばかりではございますけれども、今後、前を向いて研究をしていったらなという思いでいっぱいでございます。

議長(行重 延昭君) 8番、重川議員。

8番(重川 恭年君) 今、産業振興部長の方から答弁がありましたが、防府市は春川市と姉妹都市縁組を結んでおりますが、同じく春川市が姉妹都市縁組を結んでいるんでしょうか、各務原市ですか、こちらにもありますし、あるいは県も持っているわけです。ただ、県の場合はすごく経費が高いと。この近隣の市が持っているのは非常に安く利用できると、こういう施設を持っているわけでございます。そして、そこの事例も私、聞いております。成功して非常に活発に経済活動あるいは技術というか、こういうものを生かして成長していらっしゃる企業もあると。それが全部ヒットするわけじゃないわけですね。途中で挫折されるところもあるし、あるいは成功しなかった例もあると。しかしながら、挑戦しなければ何もできないわけですから、やはり市としてもそういうことに対して力を入れていただきたい、こういうことを要望しておきます。

それから、次代を担う新事業や企業、そして技術革新や経営革新などに挑戦、チャレンジする企業や人をはぐくみ、育てる苗床は必要であります。推進すべきものだと思っております。それは今述べたとおりでございます。そして、生み出された独創的アイデアや技術、特許権をはじめとする知的財産の活用は、その企業やあるいは地域の競争力、そしてその企業、地域の生死を決定づける重要な経済戦略の一つであると考えております。自治体においても、このようなことにかんがみ、新しい発想での知的財産創出システムへの支

援策は不可欠であろうと存じております。

そこで提案したいのは、市内に先ほど述べましたようなSOHO、SOHOというのを日本語に直すと、小規模な事業所、自宅等を拠点とする事業所等ということで、確かな定義はないそうでございますけれども、県等はそういう言葉を使っております。SOHOとかインキュベーション施設、新事業支援施設あるいは研究開発所とか育成施設、こういう意味だそうでございますけれども、そういうものが市内には少ない、あるいはないと言われております。

そのようなわけで、まず1点目は、市民が活動しやすい施設をつくる、今、ルルサスの中に市民活動支援センター、こういうものが設置されておりますけれども、技術創造というか、そういう市民活動支援センターの技術版、こういうもの。そして最大の眼目は、防府市を知的財産特区というか特許特区というか、こういうものに認定できないかどうか考えられたらいかがかという提案でございます。

特許の出願に対しては、最低でも19万5,000円ですか、このぐらいの経費がかかるようでございます。もちろん登録免許税等、国に納める経費、こういうものでございますから、国からそういう特区を受けて、防府市民が特許を出願するときにはこれが免除されると、こういうようなことを私は思っているわけでございます。その特許を得られて、成功したら特許料がどんどん入ってくるわけです。それをまた、行政、市、こういうところに何割かを還流してもらう、こういう制度をつくると市の財政も潤うんじゃないかと、こういう発想でこれを提案したわけでございます。市内の方なら、法人、個人を問わず、あるいは小学生でも中学生でも大人でも、申請手数料、出願料が印紙税等免除されるという考え方でございます。

この辺、考えていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

議長(行重 延昭君) 総務部長。

総務部長(浅田 道生君) では、私の方から、特許特区を申請してはどうかというふうなお尋ねだったと思います。それと、いわゆるこれは申請に対する手数料なりの措置をしてはどうかというお話だったと思いますが、まず、特許特区に関する国の考え方そのものは、ちょっとこれは読んでみますが、特定の地域のみに審査請求及び特許料を減免することは、特許関係手数料の根底である受益者負担、また、特許特別会計の収支の関係から適切でないということの見解でございます。したがいまして、特区としては認められないというのが今現在の国のお考えのようでございます。

しかしながら、そういった地域の活性化という面から、今、申されました申請といいますか、手数料といいますか、特許料の審査手数料といいますか、そういったものに補助を

してはどうかということでございますが、これは他市においては、大阪市や横浜市等がそういった特許取得のための助成制度の研究をしていらっしゃるということを今お聞きをいたしております。当市といたしましても、もしそういった形ででも新たにそういった産業が起こせるのであれば、それも一つの方法として考えていかないとならないと思いますから、そういった制度を今考えていらっしゃる地域がございますので、私どももちょっと研究をしてみたいということは今現在思っております。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 8番、重川議員。

8番(重川 恭年君) ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それで、今、私が述べましたのは大きいことでございますが、今、各地の自治体でいるいるなことをやっていらっしゃいます。例えば、ある市では、その市のブランドをつけたものの開発、あるいはこれは6月18日の新聞記事でございますけれども、テレビでも放送されましたけれども、ある市では、小学生が芋の苗を植えると。中学生がそれの管理をすると。それから、高校生が商品を開発するというんですか。それから、中学生がパッケージをデザインする、それから小学生はサツマイモの苗を植えつける、そして事業者が商品の開発というか販売をすると。それから、官側は、県の農林事務所あるいはJA、それから市、こういうものがそれを応援すると。こういうことでサツマイモとかジャガイモを栽培し、製品化につなげていくと。それは、産学官公、これが協力して、そういう小さいところから出発する、そういうシステムづくりをやっているところもあるわけでございます。ぜひそういうものも参考にされて、地場の商品あるいは全国ブランドに向けて努力していただきたい。

きょうの新聞で、甘利経済産業大臣あるいは独立行政法人中小企業基盤整備機構という ものが広告を新聞の3分の1ページぐらいに出しておりました。地域資源有効活用大作戦 というものでございます。地域資源を活用してあなたのビジネスを育ててみませんか、こ ういう見出しというか広告。地域ならではの魅力創出、こういうものが出ておりました。

これは中小企業地域支援活用促進法というのがこの4月に成立したのを受けてそういうことになったのだろうと思いますが、そういうふうに、国では今、地方の疲弊ということが言われておりますけれども、その地域ならではの資源を活用して地域を活性化させたいと、こういうような施策をとっておるようでございます。

それから、現在、日本が目指している三大立国策というものがありまして、これは今本市も力を入れようとされている、1つは、国においては観光立国、それから科学技術創造立国、それから3番目には知的財産立国、こういうようなものを掲げていらっしゃるわけ

です。これが先ほどから言いました「イノベーション 2 5 」、これになって、この知的財産立国というものが「イノベーション 2 5 」になってきているわけでございます。

本市に現在必要なものは、そういうものが、先般の一般質問でも御回答をいただいたように、高度の研究機関、施設等が防府市にはないということでございますので、人を育てるためのそういう機関、アドバイザー制度、こういうものもぜひ取り入れていただきたいということを要望して、この項の質問を終わらせていただきます。

議長(行重 延昭君) 次は、市営墓園設置及び管理条例について。生活環境部長。

生活環境部長(黒宰 満君) それでは、市営墓園設置及び管理条例についての御質問にお答えをいたします。

議員御質問の市営の墓園であります大光寺原霊園につきましては、昭和58年から貸し出しを始めまして、平成18年度末現在で、貸し出し可能となる残り区画は30区画となっております。市では、毎年同霊園の未使用の新規10区画と返還分を含めての20区画を公募し、抽選により貸し出しを行っております。この抽選につきましては、遺骨をお持ちで真に墓地を求められている方を優先しての抽選といたしております。

したがって、遺骨がなく、将来に墓地が必要とのことで応募された方は、抽選への参加を見合わせていただいておる状況でございます。これは、限られた墓地をまさに必要な方に安定的かつ継続的に貸し出し、墓地需要の公平性を保つための措置として行っておりますので御理解をいただきたいと、このように思います。

また、大光寺原霊園の残り区画が少なくなっておりますので、将来の墓地需要に対応するため、市営墓地の無縁区画の整備を順次行っているところでございます。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 8番、重川議員。

8番(重川 恭年君) 今、約2,000区画ほど霊園があるわけでございますね。その中で新規の分は30区画だと。だから、抽選にして市民にお分けしているんだと、こういうようなことの回答をいただいたわけでございますけれども、新規の分は30区画ということでございますが、私も現地に2回ほど足を運んで見ております。そうすると未利用というか未使用の区画がたくさんあるわけでございます。このあたりはどうにかならんのでしょうかというお尋ねでございます。

議長(行重 延昭君) 生活環境部長。

生活環境部長(黒宰 満君) ただいまの質問にお答えを申し上げます。

議員御説明のとおり、墓園の使用を許可された方が何らかの事情によりまして現在使用されない、あるいはまた、使用できない理由が生じた場合には、市に返還手続をとってい

ただくと、そのようにいたしております。また、その返還区画につきましては、これも公 募の上、抽選で使用していただいておる状況でございます。

余りにも未使用区画が多いけれども、何とかならないのかということでございますけれども、御指摘のとおり、墓所の使用者で、いまだ墓石が建立されていない未使用区画が相当数あることは事実でございまして、そこに何らかの事情があるとは思いますけれども、今では公募抽選により墓石を提供している状況でございますので、御提案の使用者で、いまだ墓石を建立されていない方々に対しての今後の意向調査をちょっと実施してみたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長(行重 延昭君) 8番、重川議員。

8番(重川 恭年君) 今、御回答にありました、建てられていない未使用区画が相当数あるというふうなお答えでございましたけれども、それはどのぐらいの数になるのか把握していらっしゃればお答え願いたいと思いますが。

議長(行重 延昭君) 生活環境部長。

生活環境部長(黒宰 満君) 現在、これは18年度末でございますけれども、未建立区画が全体で513区画ということで私ども把握をいたしております。

以上です。

議長(行重 延昭君) 8番、重川議員。

8番(重川 恭年君) 5 1 3 区画の中で、今後、意向調査をするということなので、深くはお聞きしませんけれども、 5 1 3 区画というのは、全部で 2 , 0 7 2 、 2 , 0 0 0 区画としますか、それの 4 分の 1 がそういうふうな状態になっているわけですね。ですから、意向調査をその辺も踏まえて十分やっていただいて、お困りの方に対してできるだけ手当てができるようにしていただきたいと思います。

それから次に、遺骨を持っていると。どうしても墓は建てたいが、抽選に当たらなかったと。友達、知人が区画を持って、これはいわゆる未使用であったり、あるいは返還をしようとされている方もあるかもわかりませんけれども、要は、友人、知人が区画を持って不要と聞いていると。さりとて、現在の条例では譲り受けはできないという制度になっているわけですね。

条例を調べますと、8条とそれから15条で、抽選で貸し出し権を得た者は、相続人や 親族等には権利を承継できるが、第三者にはできないようになっております。それで、未 使用者は、市に返還手続をしようとすると、その場合、今度は条例の13条で、納めた使 用料26万円と29万円があるわけでございますけれども、これを返してもらえないと。 たとえ返してもらっても、今度は施行規則の第6条によって半額であります。これは市民 にとっては不利益というか損害をこうむるというか、こういうことではないかと思うので、 この辺の条例を改正する必要もあるんじゃないかと思っておりますが、御所見をお伺いい たしたいと思います。

議長(行重 延昭君) 生活環境部長。

生活環境部長(黒宰 満君) お答えを申し上げます。

今、議員、御指摘のとおり、条例におきまして、使用料につきましては既に納付された ものは原則的に返還をしないことになっておりますけれども、墓所を未使用のまま返還さ れた場合につきましては、納付された使用料の50%を返還いたしております。

現時点では、使用料の、今、お申し越しの全額返還とか、あるいは還付率はどうかということでございますけれども、そういったものは、今の現時点での変更というのは考えておりません。

しかしながら、先ほど申しましたように、58年から貸し出しをしまして、先ほど申しましたように、513区画という多くの未建立区画がございます。未使用者の方に対する今後の意向調査を行う中で、果たして返還意思があるのかないのか、こういった面も含めての確認をしてみたいと、このように考えておるところでございますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願いします。

議長(行重 延昭君) 8番、重川議員。

8番(重川 恭年君) 意向調査をされるということですが、その設問の中に、全額を返すと言うたら返還されることもどんどん出てくるんじゃないかと思うわけです。あるいは、増えるのではないかと思います。そして、全額でなくても、その返納率、今、未使用の場合であって返還されるというのは、施行規則6条によって半額をお返ししますよということになっておりますけれども、その返納率を引き上げてさしあげれば、また少しはよい方向になるのではないかと思っておりますので、そういう設問も入れられたらどうかというふうに思っておりますので、これはまた執行部の方がなさる意向調査ですから、言いませんけれども、いいのではないかというふうなことを思っておりますので、一応要望にとどめておきます。

それからもう一つは、今、壇上での質問で言いましたように、昭和57年度、いわゆるもう25年以上経過しているわけですね。それでもまだ500区画は未建立のまま残っていると。これから貸し出しをされる区画には、一つの案というか例というか、それで購入したら何年以内に建てますよと、これがいいか悪いかは別ですけれども、遺骨を持っていらっしゃる方が現実に困っていらっしゃる。そうしたら、それは早く手当てをしてさしあ

げなければいけない。そういう意味から考えれば、建立される年数制限をかけるのもいかがなものだろうかなと。これも条例を、もう25年以上たってひとつ見直す必要もあるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長(行重 延昭君) 生活環境部長。

生活環境部長(黒宰 満君) ただいまお申し越しの建設年数の制限ということでございますが、実はこれは当初貸し出しをしたときからの条件でございます。いろいろな条件を付しておりますけれども、今申されました建設年数の制限というものにつきましては、貸し出し当初からその利用の年限というものをそもそも設定していないという、そういう実態がございます。

また、現在未建立の区画につきましても、急遽墓石の建立が必要になってくるというような、そういったさまざまなケースも考えられるところでございます。現在の使用者で墓石未建立である方々の将来に向けての利用の確認というものにつきましては、先ほど来から申しております意向調査の中で確認をしてみたいなと、このように考えておりますけれども、基本的にその必要性を感じて応募をいただいた上で使用許可を受けられた方々ばかりでございますので、使用年数制限というものを新たに加えるというものは、前後のバランスの問題から現時点では難しいのではなかろうかなと、このように考えておるところでございます。

以上です。

議長(行重 延昭君) 8番、重川議員。

8番(重川 恭年君) 今、御回答をいただきましたけれども、これをつくった時点では、2,000区画、これを早く処分して、その造成にかかった費用というか、こういうものを回収したいという意向もあったのかもしれませんけれども、現実にはそれから年数が経過して、遺骨を持って困っているという方々がどんどん出てきていらっしゃる、こういうことで、当初は想定しなかった部分もあるかと思うんです。それで、今後においてはそれもお考えになった方がいいんじゃないかなというふうに思っております。今、お答えではちょっと難しいというようなことでありましたけれども、一応そういうこともあるということを頭の中に入れて、これも意向調査されたらいかがなものかなというふうに思っております。

それから、いわゆるこの墓園を求めるときに使用料という26万円ないし29万円があるわけでございます。これとは別に、管理料というものが毎年かかるわけでございますね。これは、購入された方は、お墓を建てられても建てられなくても管理料というのはかかる。建てられた方が、今2,000区画ぐらいがもう建立されておって、その中の4分の3ぐ

らいがもうお墓を建てていらっしゃる、残り500ぐらいが建てていらっしゃらないと、こういうことになっているわけですが、その管理料の未納というものはないのかなというふうに思うわけでございますが、これはどうでございましょう。

議長(行重 延昭君) 生活環境部長。

生活環境部長(黒宰 満君) 管理料の滞納件数はあるのかないのか、あるとすればいかほどかという御質問でございます。

これは5月末現在でございますが、滞納件数が36件、金額にして77万7,840円ということになっております。こういった滞納につきましては、ふだんから私どもも折に触れて督促をしながら収納に努めておりますことを申し添えさせていただきまして、答弁とさせていただきます。

議長(行重 延昭君) 8番、重川議員。

8番(重川 恭年君) そういう状況もあるようでございます。これはこれとして、執行部の方においてもそういうことのないように努力していただきたいというふうに申し上げておきます。

それから、最後の質問になりますけれども、現状の墓園の状況からすると、買って持っていらっしゃる方は別として、全くの白紙状態、残り区画は30区画だと。私からすると心細い状況なわけです。過去に同僚議員が同様のことをおっしゃったかもしれませんけれども、将来的には民間もあるかもしれませんが、市営墓園の増設等も必要ではないかと思っております。

先ほど御答弁いただいた中に、既存の墓地の中の無縁墓地というか、これを整理しておるという御回答がございました。これは具体的にはどういうふうなことになっているのか、 参考までにお聞きしておきたいと思います。

議長(行重 延昭君) 生活環境部長。

生活環境部長(黒宰 満君) 現在、大光寺原霊園とは別に市営墓地の中で、具体的に申しますと、現在、羅漢寺墓地の方で平成17年度から継続的に無縁墓地の整備を行っているところでございます。

私ども、今から将来でございますけれども、この羅漢寺墓地が済みましたら、順次貸し出しを開始するとともに、また、ほかの市営墓地の方のそういった無縁墓地の整理を含めた区画の整理等々についても、手をつけていけるところにつきましては、そういったところに手をつけていきたいなと、このように考えておるところでございます。

議長(行重 延昭君) 8番、重川議員。

8番(重川 恭年君) そういうことで、墓園の方は残り30区画ということで数が少

なくなっていると。ただ、質問の御回答の中にありました今後の意向調査によっては、案外また返納される方も増えてくるかもわからないということ、それと市営墓地についてはそういう羅漢寺墓地とかを整備しておるということで、この辺をしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

それから、私は2点ほど、もう20数年前にできた条例、その中では当時は想定しなかった事態も現在起きているということを踏まえて、条例改正も含めて、できるような意向調査をしていただきたいと、こういうことを要望して私の質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 以上で、8番、重川議員の質問を終わります。

ちょっと早いですが、お疲れでございましょうから、昼食のため、1時まで休憩いたします。お疲れさまでした。

午前11時46分 休憩

午後 1時 開議

副議長(河杉 憲二君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、3番、山根議員。

〔3番 山根 祐二君 登壇〕

3番(山根 祐二君) 公明党の山根でございます。

多重債務問題について質問させていただきます。

昨年12月の第165回臨時国会において、貸金業の規制に関する法律等の一部を改正する法律案が可決成立いたしました。この改正貸金業法は、利息制限法の上限金利、年15から20%と出資法の上限金利年29.2%の間であいまいに扱われていたグレーゾーン金利を廃止することで実質的に上限金利を引き下げました。あわせて、貸し金業界の適正化、過剰融資防止のための貸出総量規制の具体策などを盛り込んでいます。

これにより新たな多重債務者の発生には一定の歯どめがかかりました。だが、その一方で、生き残りをかける消費者金融会社の間で貸し倒れの危険の高い多重債務者への貸し渋りなどが起きており、どこからも借りられなかった債務者がさらにやみ金へと流れていく 危険性があるとの指摘もあります。

同改正法が3年をめどに完全実施されるため、それまでの間、多重債務者は引き続き不安な状態にあります。一般に相談窓口などにたどり着く多重債務者は全体の2割にすぎないと言われており、政府も4月20日、全市町村に対し、2009年度末までに多重債務

者への相談窓口を設けることなどを盛り込んだ多重債務問題改善プログラムを策定、 230万人以上いる借り手対策を本格化させました。

昨年末設置された政府の対策本部では、有識者会議での議論をもとに、ことし4月20日、多重債務改善プログラムを決定しました。主な消費者金融各社が加入している全国信用情報センター連合会の調査によれば、昨年5月現在で、消費者金融から無担保、無保証で融資を受けている個人顧客約1,400万人のうち、5件以上借りている多重債務者は約230万人に上り、平均残高は200万円を超えます。また、少なくとも1社に対し3カ月以上返済していない人が約260万人います。こうした消費者向け無担保貸し付けの残高は、大手98社だけで約15兆5,800億円、法改正によって完全施行後は刑事罰の対象となる20%を超える金利で貸し出されている割合は7割を超えています。

調査対象外の貸金業者ややみ金からの借金は含まれていないため、実際の多重債務者の数と状況はこれを上回ると推測されます。これに対し、債務整理や生活再建のために欠かせない相談、助言などの体制は極めて不十分です。

各種の相談機関が年間に受けた多重債務問題での相談件数は、日本司法支援センター、法テラスで約4万9,000件、各地の弁護士会、司法書士会などによるカウンセリングは約5万5,000件、地方自治体の消費生活センターなどが約6万3,000件など、合わせても20万件に満たない状況です。このため、相談窓口の整備・強化が急がれています。

相談窓口については、住民に最も身近な行政である市区町村が積極的に整備を進めるよう求めています。有識者会議が全市区町村を対象に行ったアンケート調査によると、現状で多重債務についての相談を受けた場合の対応は、94.1%の団体が専門的な相談機関に相談すると答えていますが、職員が直接連絡するのは9.3%にとどまります。また、内容を丁寧に聞き取るとした自治体は合わせて41%に上りますが、解決方法まで助言しているのは21.5%、393自治体にとどまっています。自治体による格差も大きいことから、プログラムでは既に専任の相談員がいる自治体386に加え、消費生活センターを設置している市や人口10万人以上の中核的な市など約550の市区町村に具体的な解決方法の検討、助言ができるよう体制整備を求めています。

都道府県には、みずから相談窓口を整備し、小規模自治体の相談体制を補完するとともに、庁内の関係部署、警察、弁護士会、司法書士会などによる多重債務者対策本部、または協議会を設置して市区町村を支援するとしています。自治体の相談窓口のために、金融庁が実践的な相談マニュアルを作成し、国民生活センターが相談員の研修を行うなど、国の取り組みも盛り込まれました。

こうした支援によって、改正貸金業法が完全施行される2009年度中には、どこの市 区町村でも適切な対応ができることを目指しています。生活立て直しのための低利のセー フティーネット貸付制度の整備と、高校までの段階での金融教育の充実も盛り込まれ、今 後の具体化が急がれます。

そこで質問ですが、1つ、防府市に寄せられた相談中、多重債務に関するものの件数と その処理方法をお聞かせください。また、その他の生活相談についても主な種別と件数を お聞かせください。

2番目、多重債務相談窓口を設置し、具体的な解決方法の検討、助言ができる相談員を 配置し、市民に周知徹底を図ってはいかがでしょうか。

3番目、市役所関係課に多重債務の相談窓口の案内を表示し、掘り起こしのために課税 担当、福祉担当、市営住宅担当などと連携を図るべきではないでしょうか。

ここで、4月24日毎日新聞の朝刊の記事を紹介いたします。

多重債務問題が深刻な社会問題となる中、盛岡市は今年度から市役所全体で多重債務者の救済に取り組む支援プログラムをスタートさせた。弁護士などへの相談をためらう潜在的な多重債務者を行政が主体となって掘り起こし、生活再建までつなげて問題の根本的な解決を目指す。

プログラムの大きな特徴は、税金滞納や福祉相談などで市役所を訪れた市民に職員が多重債務の有無を確認するなど、積極的に問題の把握に努める点、そして債務整理後の生活再建にも関与していく点だ。市役所を訪問した市民が多重債務者と判明した場合には、多重債務問題、悪質商法など消費者問題を扱う市消費生活センターを紹介。そして、本人の承諾を得た上で、債務状況、連絡先などをセンターに通知し、センターから本人に相談に来ることを促す。センターは岩手弁護士会と連携して、任意整理や破産など相談者の債務整理を進める。さらには、債務整理後に再び借金生活に後戻りすることがないよう、生活保護を担当する福祉担当課などと連携して包括的に支援する。

市役所本庁から同センターへの連絡は従来からあったが、個々の職員の意識レベルに依存し、組織化されていなかった。それを改善するため、徴収部門の国保年金課、建築住宅課などや福祉部門の障害福祉課、生活福祉課など、全庁的にマニュアルや意識の徹底を図った。市消費生活センターに寄せられる多重債務関連の相談件数は、年間1,000件程度。吉田主査は、多重債務者は借金の事実を隠す傾向にあるので、実態は相談件数以上のものがあるはず、利息の過払い金の返還などで借金問題は解決できることを知ってほしいと呼びかける。

以上が記事でございます。

盛岡市では、関連機関との連携について次のような意見を述べております。

多重債務者問題の相談には、借金のみならず、DV、家庭問題、住宅問題、生活困窮、 自殺予防などの問題が関連していることもあり、市役所関係課などと随時連携し、相談者 の生活再建につながるよう支援をしています。

また、福祉担当、市営住宅担当などから多重債務者が紹介されてくることもあり、市全体としてトータルサポートを行うよう努力していますと。多重債務者対策本部第6回有識者会議への提言、意見、質問で、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会は、窓口設置の意義について、多重債務者の中には、税金や国民健康保険の保険料、市営住宅の家賃、学校の授業料や給食費などを滞納している人が多いのが実態です。

多重債務が解決され、生活の立て直しができて、さらに過払い金返還、取り戻すことによって市民生活は安定し、住民税、健康保険料、市営住宅家賃などの滞納問題も解決することができます。ひいては、消費が地域に戻り、地域経済の発展にもつながります。さらには、経済苦、借金苦を理由とする自殺をなくすことにもなりますと述べています。

これらを踏まえ、防府市でも積極的な取り組みを望みます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

副議長(河杉 憲二君) 3番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 御質問にお答えいたします。

まず1点目の、市に寄せられた相談中、多重債務関係の件数とその処理方法、また、その他の生活相談の主な件数についての御質問でございますが、多重債務に関する相談は、現在、市政なんでも相談課の生活相談及び無料法律相談で、また、生活安全課の消費生活相談で対応しており、受付件数は合わせて、平成17年度は88件、平成18年度は102件でございます。

また、その他の生活相談の件数についてですが、市政なんでも相談課及び生活安全課で受けた消費者契約に関する相談件数が、平成17年度は616件、平成18年度は438件であり、それ以外の相談が平成17年度が944件、平成18年度が1,070件でございます。

なお、市政なんでも相談課及び生活安全課で受理しました各種相談の総件数は、平成 17年度が1,648件、平成18年度が1,610件でございます。

多重債務に関する処理方法といたしましては、相談者から事情を聞き、その解決方法の 説明とともに、具体的、専門的な処理手続が必要なため、市が開設しております無料法律 相談や弁護士会、司法書士会あるいは、昨年、国により開設されました日本司法支援セン ターなどの専門機関である相談先を紹介しております。

次に、多重債務の相談窓口を設置し、具体的な解決方法の検討、助言ができる相談員を配置し、市民に周知徹底を図ってはどうかという御意見でございますが、最初に申し上げましたように、現在、市政なんでも相談課と生活安全課において、職員や嘱託職員で多重債務に関する相談を受けております。市政なんでも相談課は、御存じのとおり、この4月に広報広聴課から機構改革により名称を改めましたが、どこに相談すればよいかわからない方の最初の相談窓口として、市民の皆様に認知されつつあるのではないかと認識いたしております。

具体的な助言ができる相談員の配置につきましては、現行の職員や嘱託職員での対応を基本として、国により本年4月に示されました多重債務問題改善プログラムによる対策の動向を注視しながら、どのように窓口体制を充実すべきか研究してまいりたいと思います。多重債務の相談では、踏み込んだ内容が聞き取りがたい面もございますが、可能な限り丁寧な事情の聴取を行い、解決に結びつく方法の助言を行うことができるよう努めてまいりたいと思います。また、市民への周知につきましては、消費生活及び消費相談に関する啓発活動のパンフレット等への掲載などにより対応したいと考えております。

最後に、市役所の関係課に多重債務相談窓口の案内表示をし、多重債務者の掘り起こしのための連携を図ったらどうかという御提案でございますが、議員御指摘のとおり、多重債務問題の相談には、借金のみならず生活困窮、住宅問題、税の滞納などいろいろな問題が関連していることもありまして、市役所関係課などと連携していくことが必要でございます。これまでも、他の課で相談中に多重債務者であることがわかった場合には、その課の職員が誘導して相談を受けたというケースもありますが、今後とも関係課への窓口案内やチラシの配布などのきめ細かな相談体制に配慮してまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

副議長(河杉 憲二君) 3番、山根議員。

3番(山根 祐二君) 最初に、質問の答弁で件数と処理方法をお答えいただきましたが、合計で、平成17年は1,648、平成18年で1,610件と非常に多くの市民の方が市へさまざまな相談を寄せられているという実態であります。

多重債務問題での相談件数というのは、壇上でも述べましたけれども、法テラス、弁護士会、いろいろな消費生活センターなどを合わせましても20万件ということで、230万件分の20万件ということ、このデータだけで考えましても、実際に苦しんでいる人の10分の1程度が相談に来ているというのが実態であります。

先ほど市長の答弁にもございましたけれども、市政なんでも相談課あるいは生活安全課

の消費生活係がそういう対応をしておるわけですけれども、弁護士会とかそれから司法書士会、それから法テラスなど、あるいは防府市の無料相談などを紹介しているということがございましたけれども、紹介した無料相談あるいは弁護士会などを利用した多重債務者が実際に相談に行ったかどうかと、その後の経過はどうかというような把握はできておりますでしょうか。その辺のところをちょっとお伺いしたいんですけれども。

副議長(河杉 憲二君) 生活環境部長。

生活環境部長(黒宰 満君) お答え申し上げます。

多重債務者の相談があった場合に、そういった弁護士会とかそういったところに紹介をして、実際問題としてその相談者がそこに相談に行ったかどうかと、その追跡調査をしておるかということでございますが、私ども現時点ではそこまではやっていないというのが現状でございます。

副議長(河杉 憲二君) 3番、山根議員。

3番(山根 祐二君) 現状ではやっていないという答弁でございますけれども、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、やはりプライバシーにかかわることなので、私も市の窓口の担当者にいろいろお伺いしましたけれども、やはり電話で相談に来ても氏名を名乗らないとか、窓口でも名前は言わない、電話番号も言わないというような方も多数いらっしゃるようで、なかなか追跡してどうなったかと、本当に行ったかどうかというのを確認するのは非常に難しいのではないかと思います。

つまり、相談を受けたその瞬間ですね、相談を受けたそのときの対応が一番大事ではないかというふうに思います。どこに相談したらよいかわからない、何と相談すればいいのかわからない、そんな市民がやっとたどり着いた市役所の窓口での対応ということになると思います。その1人の悩みを解決してあげるという意識を持ってほしいと思います。相談される人は、多重債務の解決方法があるということすら知らずに来るわけであります。借金を減額して払うことができる民事再生、あるいは過払い金を取り戻せる任意整理、取り立てをやめさせ、やり直しができる自己破産などがどういうものなのか知らない方もたくさんいらっしゃいます。物理的に返済ができなくなると、なすすべもなく、自分からの相談もできず、中には自殺に至る人もいます。行政の積極的な取り組みでこれらの人を救うことができれば、これは大変にすばらしいことと思います。

また、2番目の多重債務の窓口ということで、専門の相談員ということに対しての答弁 もございまして、今、職員や嘱託職員で対応しているということがありましたけれども、 やはり現状ではなかなか踏み込んだところまでは聞き取れないというようなことも、これ は現実問題としてどうしようもないことだと思いますけれども、やはりその相談員のスキ ルアップということを図っていく中で、本当に聞き取りということができるようになるのではないかなと思います。

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、これは自治体による多重債務相談窓口の設 置の意義について次のように述べております。

多重債務者の中には、税金や国民健康保険料、公共住宅の家賃、学校の授業料や給食費などを滞納している人が多いのが実態です。多重債務問題が解決され、生活の立て直しができて、さらに過払い金返還、取り戻すことによって、市民生活は安定し、住民税、健康保険料、公営住宅家賃など滞納問題も解決することができます。

壇上での質問とちょっと重複いたしましたけれども、相談コーナーの設置の仕方、それを工夫し、相談しやすい雰囲気づくり、そしてわかりやすい表示というのが必要ではないでしょうか。市広報などのさらなる告知というのも必要になりますし、答弁の中でありましたチラシなども重要な位置づけになると思います。ただ、みずから窓口に私は多重債務者なんですがと相談に来る人というのは、全体から見ればやはり少数ではないかと思われます。掘り起こし、すなわち発見するということが必要になります。

答弁の中にも、現在、庁内関係各課で連携をとっているというような答弁もありましたけれども、昨日、一般質問の中で、国保保険料の滞納があって、保険証にかわる資格証交付の世帯が、本市では515世帯、721人であるとの答弁が執行部からありました。その人たちの中に多重債務で苦しんでいる人はいないか、担当者は多重債務ではないのかという問いかけをしているかどうかということですが、これも考えるべき案件ではないかと思います。この相談員が大事になるわけですけれども、まず最初に、信頼できる相談員と、この設置というのが不可欠ではないかと思います。それから、その次に庁内の連携が必要となります。

この相談員について、今月6月4日の朝日新聞に、こういう事柄で先行しております滋賀県野洲市のスーパー相談員、これは嘱託の方なんですけれども、この記事が掲載されました。これをちょっと紹介しておきます。ぜひ参考にしていただきたいという意味で紹介いたします。

滋賀県野洲市、そこに全国的に注目を集める市役所の嘱託職員がいる。生水裕美さん45歳。市の唯一の消費生活相談員として、年間1,000件近い相談を1人でこなす。野洲市の人口は5万人にすぎない。多重債務者の年間100人以上が相談に訪れる。

昨年末、60代の男性が「国民健康保険の保険料が高過ぎる」と市役所にどなり込んできた。話を聞くと、多重債務に悩んでいる。職員は生水さんを紹介した。

「縦割り行政」の壁を破って、税務課が協力を始めたのは8年前にさかのぼる。

生水さんへの相談をきっかけに多重債務が解決した人が、滞納していた税金を支払いに来た。税務課職員はびっくりした。いくら督促しても納税しない「悪質滞納者」だったからだ。

人柄まで変わったように、生水さんにあいさつに行く姿を見て、税務課は積極的に案件 を回すようにした。

生水さんが心がけるのは「スピード」だ。

生活保護など、相談者が使える行政サービスがあれば、担当者を相談ブースまで呼んで、申請を手伝う。弁護士や司法書士に紹介するときは、本人の気持ちが揺るがないよう、目の前ですぐに予約を入れる。

ここまでやられているところもあるということで、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

金融庁は相談マニュアルというのをつくりつつありますけれども、行政の多重債務対策の充実を求める全国会議というのがありまして、この事務局長は、先駆的な自治体を手本に役所内の連携を深めようと思っても、現場職員だけでは時間も労力もかかる。自治体トップのリーダーシップが不可欠だというふうに話しております。市長のリーダーシップがぜひ必要になると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、発想の転換ということで、やはり多重債務相談の充実というのは予算がかかる。専門の職員を雇うにしましても、今から1人増やそうとすれば人件費がアップするわけでございますけれども、その予算がかかることが自治体が二の足を踏む理由の一つというふうにこの視点では書いております。

しかし、相談によって債務問題が解決すれば、税の滞納者が納税者に変わる。相談員を 1人置いたとして、その人件費以上に税収は増えるかもしれない。自治体への相談をきっ かけに自殺を思いとどまる人もいるだろうというふうに書いております。こういう発想の 転換もあるという記事でございます。

いずれにしても、庁内の関係各課の職員それぞれ、庁内の職員全員がそういう意識を持って本当に聞き出すという意識が相談の中であれば、本当に困っている人を少しでも多くそういう相談窓口につなげることができるというふうに考えますので、ぜひそういう面で市も積極的に今から進めていっていただきたいと思います。

以上でございます。

副議長(河杉 憲二君) 以上で、3番、山根議員の質問を終わります。

副議長(河杉 憲二君) 次は、13番、三原議員。

〔13番 三原 昭治君 登壇〕

13番(三原 昭治君) 新人クラブの三原です。通告に従いまして、次の2点について質問いたします。執行部におかれましては、誠意ある前向きな御回答をよろしくお願いいたします。

まず1点目は、新体育館の建設について質問いたします。

御承知のとおり、昭和49年に市民のスポーツ振興や健康増進などを目的に、防府スポーツセンターに建設された体育館の老朽化に伴って、平成22年の供用開始に向け新体育館の建設計画が着々と進められています。新体育館の建設については、各種スポーツ競技団体をはじめ、市民の要望も強くあり、その実現への期待も今大きく膨らんでいます。

そこでお尋ねしますが、新体育館の建設に当たってのコンセプト、施設内容、予算等に ついて市のお考えをお聞かせください。

2点目の質問は、留守家庭児童学級についてです。

近年の少子化の進行、夫婦共働きの増加、また家庭や地域の子育て機能の低下などで、 児童を取り巻く環境は大きく変化し、また児童をめぐる諸問題も複雑化、多様化している 中、子育てを社会全体で支援していく必要性が強く求められています。

これに対し、防府市は児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業で、保護者が労働などの理由で日中不在で、家庭における保育ができない小学校1年生から3年生までの児童を対象に、児童の健全育成を目的として、留守家庭児童学級を開設し、運営していますが、この児童学級の受け入れ体制と現状と対応はしっかりと十分に行われているのかどうかお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 私からは、留守家庭児童学級についての御質問にお答えいたします。

留守家庭児童学級は、昭和44年度から市内2カ所の施設でスタートし、その後、女性の社会進出が進んだことなどから、年ごとに利用児童数が増加し、それに合わせて施設整備を進め、現在では野島を除く全小学校区で17カ所を開設しております。

各学級の定員はおおむね50名程度としておりますが、今年度は新1年生の希望者が多く、低学年の保育を優先しておりますので、3年生においては、それぞれの事情に優先順位をつけることも難しく、6カ所で希望を受け入れることができませんでした。また、受け入れのできなかった3年生への対応は、ファミリーサポートセンター等の御利用をお願

いいたしております。

最近の状況といたしましては、平成17年度は3カ所で受け入れることができませんで したが、平成18年度はすべてで受け入れております。

最後に、今後の入級見込みと対応策についてでございますが、平成19年度及び20年度の新1年生は増える見込みでございますが、21年度以降は児童数が減少傾向にありますので、現状で対応してまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたさせます。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 今の答弁の中に、17年度が3カ所、19年度が6カ所とありましたが、人数がありませんでしたので教えていただきたいと思います。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) お答えいたします。

17年度が27人でございます。それと18年度はございません。それと19年度は 72名でございます。

以上です。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 合計すると17年度と19年度で99人ということになりますが、先ほどちょっとファミリーサポートセンターの利用を紹介しているということでございました。全員がファミリーサポートセンターを利用したというわけではないと思いますが、そのほかの児童の対応はどのようにされたかということはわかりますでしょうか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) 入級できなかった方のその後については、こちらの方では掌握をいたしておりません。

以上です。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) つまり、これによると、待機児童はどういうふうになっておりますか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) 待機児童と申しますのは、年度当初に申し込みを受け付けまして、それ以後に入級を希望された場合の方を待機児童といたしております。 (「だから、現状はどうですかと聞いている」と呼ぶ者あり)現状では、今、待機児童は私の方では数字はつかまえておりません。 副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 3年生、例えば19年度に6カ所、72名の3年生、これに対する待機児童の申請はないということですか。

それと、待機児童という制度があるということもお伝えになっているということでしょ うか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) 当初の申し込みをされた方につきましては、これは待機児童ということにはしておりません。それ以後の方が待機児童ということになるんですけれども、現時点では数については掌握をしておりません。

以上です。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) ちょっと私の質問が、言い方が悪かったのかもしれませんが、 3年生に対して待機児童という制度がありますよということもお知らせはちゃんとされて いるということでいいんですか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) これは1年生、2年生の方を優先しますので、3年生については、入級できなかった時点では待機児童という扱いにはしておりません。

以上です。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) いや、扱いにしているということを聞いているのではなくて、 待機児童という制度がありますよということを外れた3年生、その方の保護者の方にちゃ んと伝えていらっしゃいますかということをお尋ねしております。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) その点については確認をいたしておりません。申しわけございません。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 確認をしていないというよりは、私は何人かの3年生の保護者の方といろいろお話をしましたが、電話で定員オーバーしましたので、1年生を優先するということで入れないということだけで、あとはファミリーサポートセンターや民間のそういう施設を紹介されただけで、全く知りませんでしたという回答でありました。

それで、要するに、今の話からすれば、3年生は切り捨てたという考え方でよろしいですか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) 表現がきつうございますが、一応3年生の方について はお断りをしたということでございます。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 表現の違いがあっても、現実的には切り捨てたということになるんだと私は思っております。でなければ、待機児童もちゃんとあるはずです。

先ほど答弁の中で、優先順位をつけるのは難しいというのがありましたが、どうして難 しいんですか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) お断りをするときに、いわゆるそれぞれの家庭の御事情がおありでしょうけれども、あなたはいい、あなたはいけないという選択ができないために、3年生の方については、もう定員オーバーする場合については一律にお断りをしておるということでございます。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 何かおかしいことないですか。あなたはいい だから、申請をされて資格的に適合しているか、適合していないかということで、皆そういうふうな判断をされるわけじゃないんですか。別に、あなたはいい、あなたはいけないというの、これは当たり前のことですよ、じゃないんですか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) 実は、留守家庭児童学級の保育の審査基準というのが ございまして、この中で、いわゆるまず 1、2年生を優先していくんだということ、それ から例えば3年生でも年上の兄弟のおられる方については、これは入級をお断りするというような一応審査基準を定めております。その中で、3年生につきましては、過去に、じゃあ定員に満たない場合はくじ引きでもどうだというようなお話があったらしいんですけれども、それではかえって不公平になるということで保護者の方から苦情が出まして、最終的には今のような形で定員オーバーして入級ができない場合については、3年生の方全部をお断りをするということに落ち着いたようでございます。

以上です。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 過去にそういう公平性に欠けるという保護者からの苦情があったと言われましたが、どのぐらいの数があったんですか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) それについては、私の方で数はわかりません。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) これは調べたところでは、過去に一、二名ぐらい来られて、どうせ入れんのなら全部入れんようにしてくれということを言われたということを以前職員さんから私は聞いております。これは全体的な考え方ではありません。

例えば、抽選というのは、先ほど、不公平になるからと言われるんだったら、土木都市 建設部長、市営住宅の入居はどのようにやっていますか。

副議長(河杉 憲二君) 土木都市建設部長。

土木都市建設部長(金子 正幸君) いろいろ郵便受け付け等を行いまして、抽選で決 定しております。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) すみません、通告になくて突然質問しまして申しわけありませまんが、もう一点だけ。どうして抽選にされているわけですか。

副議長(河杉 憲二君) 土木都市建設部長。

土木都市建設部長(金子 正幸君) 抽選方法をとるというのは、公平性を保つということでやっております。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) わかりました。それでよろしいです。

それで、今、過去3年のデータしかお示しされておりませんが、例えば、3年でよろしいんですが、17年度も 表現がきついと言われましたが、私から見ればどう見ても切り捨てにしか見えないんですが、また19年度も同じことが行われている。同じことを繰り返されておりますが、これに対する対応、対策、何か考えられたことはございますか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) 留守家庭児童学級につきましては、我々としてもできるだけ皆さんお預かりできるように努力はいたしておりますが、物理的な面でどうしてもお断りするという状況になっております。それと、たまたま19年度につきましては1、2年の方が大変多うございまして、そのためにキャパシティーがなくなったということでお断りしたというのでございます。

以上です。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) どうも質問と答えがちぐはぐなんですが、私は何か対応、対策を考えられましたかと。例えば、今、キャパシティーがないと言われたけど、それに対

して対策を講じられておりますかということをお尋ねしております。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) どうも失礼しました。

対策ということでございますけれども、平成18年度に華城に第二を設置をいたしております。これは、華城の校区の生徒さんが増加するというのが一定の長期スパンでありましたので対応してまいったところでございます。

今後は、先ほど市長の答弁にもございましたように、児童・生徒の数というのは減少傾向にございますので、今後、それにつきましては、現時点では特別な対策としては考えておりません。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) どうも質問が、私が悪いんでしょうね。私は、現時点では対策を考えていないということを質問しているわけではなくて、17年度とか19年度にこういう実態が、現状があったということで、何か対策とか対応を講じられましたか、考えられましたかということを尋ねておりますが、よろしゅうございますか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) 17年、18年でどういう対策をしたかということでございますね。それは先ほど申し上げましたように、(「17年、19年です」と呼ぶ者あり)17と19ですか。17年のときに華城につきましては、入学される児童の数が増えていくということで、これはもう一つ必要であろうということで、18年にもう一カ所増設をいたしております。

お尋ねの19年度につきましては、増加傾向というのがどの程度続いていくかとか、将 来的な予測も含めまして、現状では今までのやり方で対応していこうということで、施設 整備とかそういうものは現時点では考えておりません。

以上です。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 私が言っているのは、確かに少子化で子どもたちは、児童たちは減少してきているというのは事実、これは私にもわかります。それに対して、施設をつくったりする必要性というのも私はどうかなと考えております。

例えば、他市で、いろいろ僕は電話で取材というか聞き取りをしたわけですが、近隣の公民館とか、例えば自治会の会館とかいうのにお願いに行ったり、いろいろ手を打っているということを聞いております。だから、そういうことをされているのかなということをお尋ねしたんですが、多分されていらっしゃらないと思います。公民館に問い合わせても

そういうお尋ねはなかったということも聞いております。私が言いたいのは、そういうことを聞きたいと思ったわけです。

それとさっき切られたというか、登録できなかった児童に対して、その後どのような保護者の対応、児童はどうなっているかという実態把握とか、そういう調査はされておりますか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) その後の調査についてはいたしておりません。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 私はどうして行われないのかというのをすごく疑問に感じます。というのは、一つの事業実施、運営に当たっては、絶えずいろいろ変化し、社会も変化しているし、ニーズもどんどん変わってきているし、現施設でいいのか、悪いのかどうかというのも改善も必要だと思います。ということは全く改善をされないで、進展もしないまま、こういう事業をやらなければいけないからやっているんだということにしか私には映りません。

もう一点お聞きしますが、うちは事業実施、運営するに当たって、部長自身、この事業 が目指す最終的な目標値はどのようにお考えになっておりますか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) 目標値というのは箇所数のこと、あるいは使用する、(「事業自体」と呼ぶ者あり)事業自体のですか。

今、国の方のアナウンスされておるものを見ますと、子育て、いわゆる少子化対策とか 含めて、いろいろなチャンネルで子どもたちを守り育てようという形で国がいろいろな方 策を出してきておられますので、その中の一部分としての留守家庭児童学級であろうと思 います。したがいまして、現時点で考えておりますのは、留守家庭児童学級については現 状のままでいくのが何とかやれる程度ではないかなというふうに考えております。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 事業の目標値は100%でしょう。パーフェクトじゃないですか。限りなくパーフェクトに近づけるというのが事業の一番最終的な目標値だと私は思っております。その100%から考えて、今、登録できないと、言葉はいいんですが、切り捨ての児童たちが17年も19年もあるということを考えると、全く進展がないと、改善されていないと、私はそう思っております。

それと以前ですが、随分前のことですが、自由ヶ丘が住宅ラッシュで大変児童の生徒が 増えたと。そのとき、と同時に留守家庭児童学級の需要も拡大したと。当時、担当の職員 の人たちはどのような対応をしたかご存じでしょうか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) それについては、私は聞いておりません。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) それでは、御紹介いたしましょう。

当時の職員の人たちは、先ほど申しましたまず公民館、そのほか近隣の公共施設、自治会の集会所等にも当たりました。そして最終的に見つけてきたのが空き事務所です。そこでこの事業をやられております。どうして空き事務所まで借りて対応されたのかわかりますか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) わかりません。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 簡単なことなんですよ。事業に対して、パーフェクトを目指して、やる気を出して、やる気でやったからこういう形になったんじゃないですか。これが事業というものじゃないでしょうか。私はそのように考えております。

昨年も同僚議員が留守家庭児童学級についていろいろ、たしか 2 人の議員が質問され、 市長は全く同じ答弁を、前向きな答弁をされております。覚えていらっしゃいますか。

副議長(河杉 憲二君) 市長。

市長(松浦 正人君) 私、先ほど来からお話を承っておりながら行政の限界、あるいは行政の守備範囲というものについての認識が時代とともに変化していかなくてはいけないのではないかなというような思いを痛感しながら議員と部長とのやりとりを聞いていたようなわけでございます。

昨年の問題でどのような答弁をしたか私は定かには覚えておりませんが、私の基本的な考え方としては、市民が喜ばれる、あるいは市民が安心される、それのパーフェクトを求めて行政は真剣に対応していく努力を怠ってはならないというのが私の基本的な考え方でございますので、一昨年華城があのような状態になりました折も、急遽年度の途中でございましたが、これはやるんだということで指令をして、場所も自分で見に行きまして、学校内に2カ所目を建設したというようなことも思い出しているところでございます。

今後もこのような問題につきましては、議員が御指摘のように、公民館なり、集会所なり、あるいは自由ヶ丘のような一つの固まりのきちんとしたところであれば、安心・安全性も確保できるでしょうから、地域の特殊性とかいろいろなことも勘案しながら対応に努めていく必要があるのではないかと私は思っているところでございます。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 前向きな御答弁、ありがとうございます。

ちなみに、去年市長が答弁された言葉は、「児童の推移を見守り、しっかり対処する」 ということを言われております。やはり市長みずからが現場に行って、足を運んで、これ はやらなければいけないというのが、これが私は事業の姿勢だと思っております。

もうこの点については申しませんが、やはり事業に取り組むなら、本当にパーフェクトを目指して私はやるべきだと思います。そして、先ほど言いました自由ヶ丘の話をしましたけれども、当時の職員の方とちょっとお話をしました。「最終的目標数値は何だと思う」って尋ねました。私の思った100%の答えではなく、「真に子どもたちに喜ばれること」ですと返ってまいりました。市は、行政品質向上推進事業というのを今年度から取り組むと意気込んでいらっしゃいます。まさしく私は、事業というものは数が多くなったから切るとか、数が少なくなったからやめるとか、たとえ一人でもそういう求める人がおれば、それに対応していくというのが本来の事業の姿と私は思っております。

最後になりますが、行政品質向上推進事業、本当に本気で行政品質向上に取り組むとされるなら、今、いろいろ申しましたが、その姿勢を見せていただきたい。要望ではなく、 期待し、この項の質問を終わります。

副議長(河杉 憲二君) 次は、新体育館建設について。教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 新体育館の建設についての御質問にお答えをいたします。

新体育館建設につきましては、庁内の防府市体育館建設推進委員会による検討、学識経験者や公募による市民参画の防府市体育館建設懇話会からの意見聴取並びに市議会教育民生委員会における説明や協議を進めてきたところでございます。さらに議員の皆様にも逐次資料提供を行ってきたところでございます。昨年12月に基本構想を、本年3月に基本設計を終え、現在、実施設計の段階に入っております。

まず最初に、新体育館建設のコンセプトはどのようなものかの御質問にお答えをいたします。

「防府市新体育館の基本的考え方」の中で記載しておりますが、新体育館建設の目的、 コンセプトは、「防府市のスポーツ施設の集約地に多様なスポーツ・レクリエーション活動の場を提供することにより、健康でゆとりと生きがいに満ちた市民生活の向上に寄与すること」でございまして、市民のスポーツ活動の拠点施設として位置づけております。

また、観るスポーツとして、市民の皆様にレベルの高い協議を御観覧いただくこともスポーツ振興の一環でありますので、バレーボールやバスケットボールの実業団やプロのリーグ戦は開催できるよう考えております。

次に、予算はどのように計画しているのかということでございますが、本体工事費と周辺整備費及び旧体育館の解体費と新北側運動広場の整備費を含め、全体で約40億円を想定いたしております。

以上でございます。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) すみません、ちょっと聞き取りにくいので、少し大きな声でよろしくお願いいたします。

それでは、再質問させていただきます。

先ほど、観るスポーツレベルと言われたんですかね。よく聞こえなかったんですけれど も。まあ、いいです。

市民が観戦できるスポーツ、レベルの高いスポーツということで、どの程度まで 先ほど、たしかバレーとかバスケットとか実業団的レベルなんでしょうか。どこまで目指していらっしゃるか。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) レベルと言いますと、例えばVリーグ、あるいはWリーグ 等は開催できるような形で皆さんに見ていただこうというふうに思っております。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 例えば、今Vリーグ、Wリーグということを言われましたけれども、たしか山口でVリーグですかね、周南だったかな、Wリーグをやっていらっしゃいますが、観客数というのはどのぐらい入っておりますか。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 確かな数字はつかんでおりませんが、たしか 2 , 0 0 0 人 弱であったかと思っております。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 冒頭から残念な答弁でございますが、確かな数字は把握していないと、40億もかけてつくるのに確かな数字も把握しないでつくるなんて本当に安易ではないかと私は思います。もっと具体的に調べて、こうですという回答がいただきたかったんですが いいですけれども。

防府の今度建設を予定されている新体育館の観客席数はどのぐらいでしょうか。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 2階の階段状になっている観客席では1,300席でございます。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) それでは、先ほど2,000人弱だと思いますということでしたが、2,000から1,300を引くと、700ほど足りませんので、この点について、基本設計の中に、たしか可動席収納スペースというのがありましたが、可動席は設けられるわけですね。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 可動席の設置につきましては、一時そういう検討もいたしましたが、設置はいたしません。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 検討して設置しませんと言われたんなら、検討した結果、何々で設置されないというお答えをいただきたいと思いますが、お願いします。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 当初、可動席の話が、基本構想等の時点におきましては、ここの、この体育館のレベルといいますか、ところでは基本構想の段階では可動席までは少し 可動席の稼働率ですか、少しよくないのではないかということで、当初はなかったわけでございますが、その後いろいろ検討する中で他市にはあるのではないかというようなこともありまして、可動席もつけようという話も出まして、一時期そういう検討もいたしたところでございます。

その後、いろいろ近くの施設等調べましたが、ちょっと年間でも2回か3回ぐらい使った程度であると。あるいはそれぞれのお聞きした段階では、別に感じとしてはなくてもいいではないかというようなお話も伺いましたので、これについては相当額もあるものでございますので、中止しようというふうになったものでございます。

副議長(河杉 憲二君) 市長。

市長(松浦 正人君) 補足の答弁をいたします。

新しい体育館の両サイドに1,300ほどの観覧席が常設されます。議員が御指摘の可動席というのは、どういうのですか、じゃばらのような形で、不必要なときはしまう。必要なときはそれをおろすと。おろすことによって600人ぐらい座れるという原案を見たことがございます、私も。ただ、それに数千万円お金がかかるわけです。それを、じゃあ年に何回使うのかという、費用対効果とかいろいろなことを考えた場合に、そこまではすることないじゃないかと。そうすると、Vリーグ等々の大きいゲームをした場合でも、移動式のパイプいすなどを中に入れ込むことによって2,000人やそこいら、2,500人ぐらいの方々に十分、ゆっくり観戦していただくことが可能であるというこ

ともございました。それから、あるいはあの体育館をスポーツ以外の、例えば講演会とか何かの集会とかというようなことでお使いいただく場合には、可動席があることによって、逆に雰囲気が壊れてしまう。可動席は使わない方がむしろ両面席があって、そして前にパイプ席をざっと並べていくことができるわけで、可動席というのはこういうふうに向く向きが違っておりますので、そういうふうな意味もあって可動席はやらないという形になっておる。

それから、観客の収容の人数は1,300だけではなくて、場合によっては3,500でもパイプ席を入れることによって中に収容は可能であると。あるいはVリーグとかいうようなときには、そこでゲームが行われるわけですから、ゲームの妨げにならないようにパイプ席を入れていくことによって、かなりの人数の方々に観戦をしていただくことができると、こういうことでございます。

補足いたしました。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) それぞれ考え方が違うわけでありまして、市長は市長の考え方で必要性がないと。先ほど講演会などで、かえって可動席では雰囲気が壊れると。私はそれは市長の考え方で、逆にその方がきちんとした雰囲気の中でできるという考え方もあります。

それと、年に数回しか使わないという考え方でございますけれども、じゃあ、Vリーグも、Wリーグもやる必要ないじゃないですか。これも年に数回でしょ。こんなものができるような施設をすることないんじゃないですか。そして、さっき費用対効果という話が出ました。子どもや市民に夢や希望を与えるというのは、これはお金で換算できません。そういう点もやはりいろいろ考えていただきたいと。

先ほど一番は多分コストの問題だと思います。この点につきましては、あと私が提案いたしますので、またほかの方で質問をいたします。

次に、これ基本設計を見てみましたが、器具庫。今見る限り、これで十分なのかなという不安を感じております。というのが、私は昨年来から3カ所の体育館を見てまいりました。いろいろな話を聞きまして、反省点を特に聞いております。一番のよく言われる、異口同音に言われたことが、器具庫だけは十分に、余裕がある方がいいですよということを言われております。これを見る限り、この器具庫で十分対応できるという考えで、このように設置されているのかお尋ねいたします。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 器具庫につきましては、面積が350平米、メインアリー

ナの器具庫でございます。それから、サブアリーナの方が160平米でございます。一応、目安として、それぞれのアリーナ、面積の15%が大体その基準になっておるというふうに聞いております。それと比べますと、メインの方は幾らか広い面積になります。ただ、サブの方は逆に少し狭い形ではございます。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) この面積を、器具庫の面積をとられた基準といいますか、何か参考にされておりますか。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 参考にするというのは、他市の例とかそういうことだったとは思いますが、今のところ私の方で、今、基準の15%についてで、数字を今、考えておるところでございます。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 先ほど申しましたが、他市の体育館の反省点で十分とっていただきたい。現有の体育館ですよね。これもつくった当時、思う以上に器具がどんどん増えます。御承知のとおり、体育館の裏に倉庫を2つ設けております。これから先も想定しますと、ニュースポーツ、例えば今、ソフトバレーなんか大変人口が増えております。いるいるなもので器具が増えるという心配もされております。その点から、私はこの質問をしたわけでありまして、十分に対応できると言われるなら、これ以上の質問はいたしません。

次に、環境問題についてですが、各自治体ではいろいろな取り組みをし、特に公共施設においては、自然環境に配慮した地球環境にやさしい施設と、建物ということを心がけているのしゃいますが、新体育館につきまして、どの点にどのような配慮がされているか、お尋ねいたします。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 現時点でいろいろな、設計をするために、思慮、あるいは 試算をしながらやっております。特に節電については、一体どれが一番節電ができるか、 ガスの方法、あるいは電気の方法、組み合わせたもの、そういったようなもの、あるいは 太陽光、そういったようなものをそれぞれ比較した上で、いろいろ最もいい節電対策にな るのはどれかということで、現在、検討しているところでございます。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 最近の一般的な自然環境に配慮した施設ということで、まず太陽光発電システム、それとか雨水を利用してトイレの浄水用に使うとか、庭木の散水に

使うとか、また周辺整備の中で、舗装においては、地中回帰する舗装など、大変心がけて おられます。こういう、今、言った点については、やはり検討されているということでよ ろしゅうございますか。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 雨水の利用、あるいは舗装の雨が降った場合、地下にしみ 込むという舗装等、今から検討をすることになろうかと思います。これも実施設計の段階 で検討できることだろうと思います。

太陽光につきましては、今までいろいろ試算をしておりますが、節電をする割に、コストが非常に高くかかるということでございます。それと建設、あの場所の風当たりとあるいは塩害なり、そういったようなことを考えますと、太陽光の方は今時点ではちょっと無理かなということで進めておるところでございます。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 太陽光については試算的にコストが高くなるということでございますが、今、地球環境問題がこれだけ深刻になってきたのは、一体原因は何かということは、人類が地球環境を選ばず、お金を選んだからこういう結果になったということだと私は思っております。この原因につきましても、あと予算の工面をどうしたらいいのかなという部分を少し私なりに提案をさせていただきます。

それと、この図面、設計を見させていただきまして、大変気になる部分があるんですが、 私は素人で、よく、専門的なことよくわかりません。アルミカーテンウォールとは、これ は何でしょうか。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) アルミカーテンウォールですか、ちょっと把握いたしておりません。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 何か本当に今までいろいろ考えてやっていらっしゃったのかなと、ふとすごく何とも言えない複雑な気持ちです。要するに、簡単に言えば、アルミカーテンウォールというのはガラス窓ということです、要するに。これもたくさんのアルミカーテンウォールが使われているわけですね。こちらの断面図を見ても。この吹き抜けの部分ですか、そしてこの上の、上層部ですか。相当な金額だと思いますよ。大体どのぐらい予定されておりますか、この金額は。アルミカーテンウォールだけで。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) その金額は、ちょっと私にはわかりません。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) それと、さっき維持管理費も十分考えて今から実施設計、具体的に進めていかれると思うんですが そうですよね。例えば、このままつくられたとすると、今言いましたアルミカーテンウォール、先ほど教育次長も言われたように塩害がひどいと。ちょうどこれが南側に向いているわけですよね。グラウンドありますよね、道路側。スポーツセンターに行っていろいろ聞いてまいりましたらすごくひどいらしいです。例えば台風の時期、風雨の時期、これ、後の 例えば清掃なんかでも大変じゃないですか。思われませんか。これも考えてやられていますか。

それとこの上層部、これも人が上がることはできません、これは。実際、私はある設計士のところへ行って、これをいろいろ勉強させてもらって わかりせまんので。これは大変ですよと。というのが、クレーンでやるか、上からつっておろすか、専門業者じゃないとできませんよと。大変、お金が費用的にもかかる。私、一番最初、コンセプトを聞いたのはなぜかというと、デザインを求めたのか、機能を求めたのかということなんですよ。お金がある人は、どんどんデザインを求めればいいんですよ。だけど、お金がないでやるんだったら、先ほどから申しましたように、ここをカーテンウォール、そしてこの管理費、これを考えたときには、これをどうにか工夫すれば、幾らでも可動席も、ほかの施設も設けられるわけです。ということで、これは余り長く言ってもあれですから、ちょっとそこはよく頭に入れていただきたいと思います。

それと、近年こういう体育施設、こういう大型の施設、耐震性も十分に対応されている施設において、災害時の備蓄倉庫、食糧、医療器具、毛布等の備蓄倉庫に充てられるところが多いんです。総務部長にお尋ねしますが、本市では食糧等の備蓄倉庫というのはございますか。

副議長(河杉 憲二君) 総務部長。

総務部長(浅田 道生君) 今、現在、ここだという指定はいたしておりません。したがいまして、ないということでございます。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 今後の計画はやはりあるわけですね。

副議長(河杉 憲二君) 総務部長。

総務部長(浅田 道生君) 今後の災害に備えるという面でやれるところからやっていくというのは考えておりますし、まずその第一歩といたしまして、災害用の備蓄の食糧ということにまず今年度準備をいたします。それはわずかかもわかりませんが、いわゆる1,000食のアルファ米というんですか、お湯をかけたら戻るというやつを今年度に

1,000食、用意をいたして備蓄をしたいと。さらに、今後5年間で最高5,000食までは計画的に増やしていきたいという今計画にしております。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) いろいろ私も体育館、先ほど、見てまいりましたということで調べてまいりましたが、例えば九州の別府市、これは平成15年に体育館ができているわけですよね。それぞれ災害にいち早く対応するために、体育館を避難場所に指定しております。たくさんの方が使用できる、そして備蓄倉庫もちゃんと確保していると。こうすることによって、管理体制も十分できるわけですよね。ばらばら公民館に置くんじゃなくて一括体制をとれるという点では、大災害の発生時には大変有効だと思います。ぜひこの部分も検討していただきたいと思います。

それでもう一つ、今、言い忘れたんですが、先ほどここの表の、ここは約14メートルの高さがあって、中に吹き抜けラウンジと書いてあります。14メートルの高さの。これは必要性は何ですか。ラウンジというか、吹き抜けの必要性というのは。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 私の方でお答えするだけの知識を持っておりません。申しわけございません。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 要するに、吹き抜けというのは開放感だけです。要するに。近年、以前、一般住宅でもすごく吹き抜けがはやりました。すごく増えたんですが、最近は物すごく敬遠されています。熱効率は悪いし、スペース的にむだであるということで、ハウスメーカーの方に聞いたんですけれども、今つくられる方は金持ちだけですよと。一般の方はつくられません。金があり余っている人はつくりますと。これも大変僕はむだだと思います。例えば仕切るということをすれば、また有効に使えるのではないか。どうしても、これが絶対的な必要性があるものならば、またそれをお示ししていただきたいと思いますが、先ほども言いましたように、デザインよりはやはり機能。ある建築家なんですけれども、私にこういうことを言いました。「建築家がみずから言ったらおかしいんだけれども、建築家というのは、自己主張したがるんですよ」と。「流しておいたら大変なことですよ」という言葉を言われました。だから、「やはりお客様の、施主の意向はちゃんと伝えておかないと、好きなようにつくりますよ」ということも言われました。これは防府市民ですね、今言われた人は。「やはりせっかくつくるんなら、むだのないように機能的なものをつくっていただきたい」ということを私に言われました。

時間がありません。あれも、これも、まだたくさんあるんですが、本来は建設室の方へ

私を出向させていただきたいぐらいたくさんあちこち調べてまりました。

もう時間がありませんけれども、最後に1点だけお尋ねをいたします。

先ほど、維持管理費を考えて今計画を進めているということで言われましたが、この新 体育館に対する改修計画というものはどのように考えていらっしゃいますか。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) まだそこまで頭が入っておりません。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) これは並行して考えるものです。物をつくってつくりっ放しというのが大体今までの考え方です。恐らく、防府市の今建っている公共施設の中で改修計画があるものはないのではないかと思いますが、これはどこになりますか、担当は。ありますか、ちゃんと。いいです、いいです。ちなみに、これも恐らく御存じじゃないと思いますが、現体育館、大きな改修が何回か行われておりますが、主なものはわかりますか。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) たしか雨漏り防止、あるいは床の改築、それと採光 光の取り入れの修繕等であったかと思います。

副議長(河杉 憲二君) 13番、三原議員。

13番(三原 昭治君) 一応、これも調べてまいりましたが、大きなものでは昭和60年に床張りと窓枠の改修工事をされております。その後も床張りですね、それもされております。そのほかに、近いので平成7年に防水工事もされております。しかし、防水工事を約7,500万円の費用をかけてやっていらっしゃいますが、これは平成2年ごろから雨漏りがひどいということが指摘され、どんどんそれが拡大してきているんです。市の方がとった措置としましては、補修をしただけ。それでも直らない。完全に実施されるまでに5年かかった。この原因は何かというと予算がないということです。そして、予算がないからというので、平成7年、ようやく予算がつきまして、約7,500万円で防水工事が行われたわけですが、そのうち6,700万円の借金。借金というのは利子がつきますよね。ぜひ、私が言いたいのは、大体想定ができると思うんですよ。何年たったら外壁を塗りかえなきゃいけない、床張りを入れ替えなければいけない。窓枠がこうなるという、いろいろなものがあると思うんですよ。

そのためにも、これからの施設というものは維持管理も当然それに含まれますけれども、 改修計画というのをきちんと立てて、やはりその場で右往左往するのではなくて、やはり きちんと計画の中で改修していくと、そうすることによってスムーズに改修ができ、本当 は改修すれば復活できるものもできなくなると。後で多額に費用がかかったという例もあ ります。これはぜひ改修計画を立てて、きちんと毎年積み立てていくという新たな方式を きちんととっていただきたいと思います。

時間が来ましたので、この辺でおきますが、いろいろ申しました。まだまだ申し足りんところはあるんですが、ぜひ今私が申したことを十分考慮されて、やはり市民が本当にいいものができたね。いいものというか、機能的なものができたねと喜ばれるような施設、そして、先ほどお金、費用の面もあると思いますけれども、いろいろ工夫すれば今、むだ、無用なところをのければ、かなりまたそれを展開ができると思うんですよ。

最後になります。欲しいものは後にすると。我慢すると。要るものは買えとよく僕は教えられております。ぜひそういう観点で、この新体育館の建設に向けて頑張っていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

副議長(河杉 憲二君) 以上で13番、三原議員の質問を終わります。

副議長(河杉 憲二君) 次に、本日の質問者18番、髙砂議員の質問通告に選挙管理委員会所管にかかわる事項がありますので、あらかじめ選挙管理委員会事務局長、松吉君の出席を求めておきました。御了承をお願いします。

これより質問に入ります。18番、髙砂議員。

〔18番 髙砂 朋子君 登壇〕

18番(髙砂 朋子君) 本日、最後の登壇となりました。公明党の髙砂でございます。 皆様には大変お疲れのこととは思いますけれども、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

第1項目、子どもたちの遊びについてお尋ねいたします。

テレビやインターネット、新聞、雑誌などがあふれた多メディア時代の生活は豊かで便利になりましたが、子どもたちの日常生活に大きな影響を与え、遊び方も変えてきました。メディアが発達するに伴い、子どもたちは生身の体を通した直接的な体験を減らし、間接的でパーチャルな経験を増大させ、そのことで多くの情報を手に入れられる時代になってまいりました。そこからは、いつまでも心に残る感動は得られにくいのではないでしょうか。ゲーム機を片時も放さない幼児や小学生、携帯やパソコンに夢中になる中高生であふれている昨今、ゲーム脳、メディア中毒などの言葉のとおり、子どもたちの脳、特に意欲、想像力、思考力をはぐくむはずの前頭前野の破壊が進んでいる現実は歯どめがきかない危機的状況となっております。今こそ、子どもたちの生活の中に、自分対物言わぬ機械ではなく、心と心の触れ合う実体験を伴う遊びを取り戻す必要があるのではないかと思います。

メディア時代の子どもと保育の著者、小田原女子短期大学の小林紀子教授は、人間は環境に能動的に働きかける存在、特に子どもは遊びを通して、環境に対して創造的な営みを行い、成長していきます。子どもが安心して生身の体を使って遊べる場を提供していくことが大人の役割ですと述べています。子どもたちを取り巻く環境は大変厳しい状況ですが、行政として未来を担う子どもたちのために何ができるか、しなければいけないことは何かを問いながら、施策を講じなければならないのではないかと思っております。

子どもたちの遊びを充実させ、浸透させるにはたくさんの課題がありますが、今回はその第一弾として、きっかけづくりに視点を置き、以下3点にわたってお尋ねしたいと思います。

1点目、乳幼児の遊びの場づくりと情報提供についてお尋ねいたします。乳幼児を抱えて市外から引っ越してこられたお母さんや初めて子育てをするお母さんから、「いつも親子だけで過ごしているから、親子で遊びに行って人と触れ合う場所はないでしょうか」という相談を受けました。核家族が主流となった現在、親子一緒に気軽に出かけられ、親子ともに仲間を見つけ交流ができる場所では、子どもたちは遊びの中でさまざまな体験をすることができますし、お母さんたちは、おしゃべりの中でさまざまな子育ての悩みや喜びを分かち合うことができます。お母さん同士で解消できない悩みに対しては、相談の窓口も必要です。親子での遊びの場は子育ての不安を抱えたまま、孤立する親をつくらないという意味からも大変重要だと思います。また、何より子どもたちが小さいころより遊びを通してさまざまな実体験を家族や周囲の方の温かい心に包まれてできる環境づくりは心身ともに健全な成長のために優先な課題ではないでしょうか。

国は、子育て支援は身近な市町が担う、ゼロ歳から3歳までの子育て支援を充実させるという方向性を打ち出しています。我が市では、どのような体制がとられているかお聞かせください。

2点目、児童の体験の場、遊びの場づくりについてお尋ねいたします。

20年前なら、子どもだけで野や山、川、また近所の空き地や公園で元気に遊ぶ光景が日常的に見られ、だれも心配しませんでした。ところが、近年は子どもを巻き込む事故や犯罪が増え、親はもちろんのこと、地域全体で大人の見守りの中で子育てをしなくてはならない不安定な社会に変貌してきたことを認めざるを得ません。そのような視点から、子どもの安心・安全な居場所づくりと、そこでいかに実体験をさせるかが重要な課題となっています。

そこで、まず今年度新規事業の放課後子ども教室推進事業について、概要をお聞かせください。

次に、子どもたちの体験、遊びの場づくりには欠かせない子ども会やPTA、自治会などの地域運営組織やさまざまなボランティアグループなどに対しての支援はどのような体制がとられているのか、またその支援を行う専門コーディネーターの配置についてお聞かせください。

3点目、森林公園の整備についてお尋ねいたします。

財団法人日本レクリエーション協会は、毎年5月に、「すべては子どもの笑顔のために」のテーマのもと、「全国一斉遊びの日」キャンペーンの名称で、全国各地で私たち大人にできることは何かを問いながら、地域を巻き込み、自発的な運営で子どもたちに遊びを提供されています。同協会は、「遊びを通して子どもたちが仲間と出会い、親子、家族の交流を深める中で、人を思いやる気持ちや協調性を身につけ、コミュニケーションをとる力や主体性、体力を養い、家族や地域の人との強いつながりを実感できる心豊かな人間に成長できる」としています。主に自然と触れ合う中で、思い切り体を動かし、手先を使い、知恵を働かせるなどのプログラムを準備され、大変好評のようです。

防府市においても防府市レクリエーション協会主催により、山口市秋穂の千坊川砂防公園で5月に開催されました。参加者の多くは市内の親子だったので、市内での開催が理想でしたが、条件に合う場所がないということで、お隣の市まで出向いていっての開催となりました。ボランティアスタッフも含め、総勢150名の参加、自然の中で親子ともども汗をかき、笑顔がはじけるすばらしい遊びの日を提供されました。

スポーツチャンバラ、アームレスリング、ニュースポーツ、竹細工、笹舟づくり、ネイチャーゲームなど、多彩なプログラムでした。私がここにつけておりますデニムブローチも、そこで子どもたちと一緒に私がつくりました。

大人は一切携帯の持ち込み禁止、子どもたちのために大人は心も体も使おうということでした。お昼は、秋穂の婦人会の方の手づくりのおにぎりと豚汁のごちそうでございました。私もわずかながら、一日お手伝いをさせていただきましたが、防府市にもこんな場所があったらいいなと思った次第でございます。

そこでお尋ねいたします。

三谷森林公園等の通年の整備・管理状況はどうなっているのか。整備をさらに進め、子どもたちを含む市民の多くの皆様の憩いの場所、楽しめる場所にしていく必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

キャンプができる旨看板がありますが、水の確保もできていないようですし、東屋一つ もない状況です。確かに、山崩れや土砂の流出を防ぐ保安林としての公園ですので、さま ざまな規制はあると思いますが、すばらしい場所であることには間違いありませんので、 ぜひとも市民の皆様に喜んでいただける場所にしていただきたいと思いますが、御見解を お聞かせください。

第2項目、DV、ドメスティックバイオレンスの対応についてお尋ねいたします。

ご存じのとおり、DVとは配偶者やパートナーなど、親密な関係にある者からの暴力のことであり、その被害者は全部とは申し上げませんが、ほとんどは女性でございます。一口に暴力といっても、殴ったりけったりするなどの身体的暴力、心ない言動等により、相手の心を傷つけたり、行動を制約して、相手を精神的に追い込むなどの精神的暴力、性行為や中絶の強要などの性的暴力、生活費を渡さなかったり、働かないなどの経済的暴力があります。

DVは、人権を著しく侵害する行為であり、その根絶は大変重要な課題となっております。平成13年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定され、さらに被害者の自立支援の明確化等の視点から、平成16年に改正、また本年、さらに詳細な禁止事項を盛り込んでの法改正に向けて準備が進められているところでございます。

被害の実態把握を進め、加害者に関する調査、研究もされ、関係機関の取り組みや連携が充実していくことが重要と思われます。

そこで、以下3点にわたりお尋ねいたします。

1点目、相談窓口及び専門相談員の配置について。最近、市民の方から立て続けに3件のDVの御相談を受けました。2件は高齢者の御夫婦間、1件は高齢者の父親と娘さんとの間に起こっている深刻な悩みでございました。いずれも介護を必要とする高齢者の男性が思うようにならない身体への焦りや辛さからだと思いますが、介護をされている家族に対し、毎日の暴言、暴力を続けておられ、この暴力というのは、つえで殴る、物を投げつける、突き飛ばすなどのものでございました。この暴力を執拗に続けておられ、被害を受けた御家族は、病院や警察に駆け込んだという悲惨な実態でございました。

御相談に応じてみてわかりましたことは、DVの悩みはだれにも言えず、一人で長い期間悩まれ、心身ともに疲れ果てて初めて助けを求められるということ。どこに相談すればよいのかわからないということです。

まずはどこに電話をすれば、そしてどこへ相談に行けばよいのかということをお聞かせ ください。

そして、相談の内容は、大変プライベートでデリケートですので、周囲の様子が気になりながら思うことも十分話せないような環境であれば、相談にはなりません。相談を受ける場所の細やかな配慮も重要ではないでしょうか。また対応してくださる専門相談員の存在はさらに重要です。

さきの3月定例議会の総務委員会常任委員会でDV対応の相談員配置についての質問に対し、今年度1名配置して対応する旨の説明がございました。現在どのような状況になっているのかお聞かせください。

2点目、各部署との連携、対応について。DVについての相談は、先ほど御紹介した件のように、介護の問題も出てきますし、子どもさんが巻き込まれている場合は、子育て支援課の対応も必要になるなど多岐にわたり、内容によっては対応する担当課が複数になると思われますが、どのように連携、対応されているのか。また庁内だけでなく、県や警察などの機関との連携も重要ですが、どのように対応されているのか、具体的にお聞かせください。

3点目、広報活動について。配偶者などからの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく周囲も気付かないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があるとされています。とにかく、早期に相談するということが大事になります。そのためには、ここが相談窓口です、すぐ電話をしてください、ここに来てくださいと、ポスターやパンフレットなどを利用し、常に情報を発進してあげる細やかな配慮が必要ではないかと思われますが、この点についての御見解もお聞かせください。

最後の項目です。

投票所のバリアフリー化について、車いす、車いす用記載台、スロープなどの設置についてお尋ねいたします。

ノーマライゼーション社会、あらゆるハンディキャップを持っていても、健常者と同じように生き生きと安全に生活し、参画していける社会を目指すために、平成17年に、どこでも、だれでも、自由に使いやすくというユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、生活環境や移動環境をハード、ソフト両面から整備、改善していくというユニバーサル政策大綱が示されました。今後は、社会全体、それを支える行政もユニバーサルという方向に向かわなければなりません。投票所のバリアフリー化もその一つです。

投票権は、すべての人に保障された基本的人権であるにもかかわらず、障害者の方や高齢者の方などの一部の方々にとっては、必ずしも簡単に行使できる状況にはございません。さきの統一地方選の際も、「投票に行きたいが、投票所に車いすでもあれば」と、高齢者の方や足をけがをされた方の声がありました。場所をお聞きすれば、中学校や小学校の屋内運動場及び講堂、そして公民館などで、正直申し上げまして、「あれ、ないの。どうして」と思いました。当然あると認識していたからです。私の地元の投票所は、段差解消のために木枠が設置されておりますが、会場全体が大変狭いため、車いすを入れる余地は全

くなく、スロープも設置できる建物ではございません。まだまだバリアフリー化にはほど 遠い感じがいたします。

すべての段差を解消し、すべての会場に車いすや車いす用記載台を設置することは、立 地条件や構造上の問題もありますので、無理な箇所もあるとは思いますが、再点検をして いただき、でき得る限りの対応に努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どんな状況に置かれている方でも、その方たちの政治に参加しようとする意識の高さを 尊重し、かけがえのない一票をだれもが公平に投じることができるように環境を整えて、 よくいらっしゃいましたとお出迎えをするぐらいの心構えが必要なのではないでしょうか。 現在、バリアフリー化がどこまで進んでいるのか、また今後の予定がございましたらお 聞かせください。

以上で、壇上よりの質問を終わります。

副議長(河杉 憲二君) 18番、髙砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。 〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長(松浦 正人君) 私からはDVの対応についての御質問にお答えいたします。

DVとは、御承知のとおり、ドメスティックバイオレンスの頭文字で、いわゆる配偶者やパートナーからの暴力のことを言いますが、DVは犯罪となる行為も含まれる重大な人権侵害であり、どのような理由があろうと決して許されるものではありません。

国では、平成13年に施行した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を平成16年に改正され、また山口県では配偶者暴力相談支援センターを設置されるなど、配偶者からの暴力を防止するとともに、DV被害者からの相談やその保護等に向けて取り組まれているところでございますが、DV相談件数は年々増加しており、深刻な社会問題と言えます。

本市におきましても、昨年実施しました男女共同参画に関する意識調査の結果、配偶者からの人権を侵害されるような暴力の有無についての質問では、13.2%の人が暴力を受けたことがあると答えておられます。そのうち、45.7%の人がどこにも相談しなかったと答えられており、DV被害者に一番身近な市の相談窓口の対応が極めて重要だとの認識から市民活動推進課において、DV防止に取り組むとともに、市民からの御相談に対応いたしているところでございます。

まず、DVについての相談の場合、どこへ相談すればよいのかとの御質問でしたが、DV相談の場合、いろいろなケースがあり、子どものこと、住居のこと、経済的なことなど、相談件数、相談内容が多岐にわたることがございます。本市では、4月から新たに市政なんでも相談課を設置し、市民の皆様がお困りになっている場合や、どうしていいのかわか

らない場合に御相談をお受けいたしているところでございますが、市民なんでも相談課へ相談された場合は連絡を受けて、市民活動推進課で対応し、関係課との調整を行っているところでございます。

次に、DVについての相談はデリケートな内容なので、相談室については相談される市民が周りに気をつかわずお話しいただけるように配慮はできないかとのことでございますが、4月から新たに設置しました相談室や地域協働支援センターにも相談室を用意いたしておりますので、事前に御連絡をいただいた場合や実情に応じ、対応してまいりたいと存じます。

また、男女共同参画に関する意識調査の結果、配偶者暴力を受けた場合に、どこにも相談しなかった人の割合が多かったことなどから、今年度、その対応といたしまして、配偶者暴力に関する専門相談員を設置することとしまして、市広報やハローワークを通じ、公募しておりましたが、相談業務の特殊性によるものか、応募がなく、選任ができておりません。できる限り早急に人選を行い、相談業務を開始したいと考えております。

次に、各部署との連携、対応についての御質問ですが、先ほど申し上げましたように、 DV相談は、相談内容が多岐にわたることから具体的な内容や自立支援の希望など、必要 に応じ、高齢障害課、子育て支援課、社会福祉課、市民課等の関係課が連携をとりながら、 それぞれの業務による対応や自立のための支援に努めております。

また、相談者の安全確保のため、山口県男女共同参画相談センターへ一時保護をお願いしたり、配偶者からの暴力により、身体に危害が及ぶことが想定される場合は警察署へ支援を求めることがございますので、今後も一層迅速に適切な対応を行うため、庁内の関係各課と庁外の関係機関との連絡協議会を設置するなど、被害者の保護、自立支援などの取り組みに努めてまいりたいと存じます。

次に、広報活動についての御質問ですが、これまでの取り組みといたしまして、防府市男女共同参画推進計画、防府ハーモニープラン 2 1 と申しておりますが、これに基づき、D V 防止の啓発講座の実施、啓発用ビデオや書籍、パンフレット等を市役所と地域協働支援センターの男女共同参画コーナーへ設置するなど、啓発に努めてまいりました。

また、相談窓口の情報につきましては、市広報への掲載や先ほどの啓発講座におけるパンフレット配布により情報の提供を行っているところでございます。

今後も、これらを継続するとともに、工夫を重ねながら、あらゆる機会をとらえ、十分な情報提供と広報・啓発を行ってまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、担当部長、選管局長より答弁いたさせます。

副議長(河杉 憲二君) 18番、髙砂議員。

18番(髙砂 朋子君) 御答弁ありがとうございました。

相談員は、今、調整中、公募しておるけれども、応募がなくて調整中ということではございましたけれども、親身になって話を聞いてくださる専門の相談員の存在は、このことで悩んでいらっしゃる方にとっては本当に頼みの綱なんですね。それで、どうぞ早いうちに適任の方を配置していただきたいと思いますので、強く要望しておきたいと思います。

それから、相談室のことも御答弁をいただきましたけれども、私も実際に、なんでも相談課の相談コーナーに座ってみました。閲覧コーナーも近くにありますし、とかくいろいるな方がお越しになられる課でございますので、何か落ち着かなくて、プライベートな話をするには余り適当ではないのではないか、そのように思った次第でございます。とにかく話しやすい環境、話しやすい状況をつくってあげることが大事だと思いますので、その辺の御配慮も、実情に応じてということでございましたけれども、ぜひとも検討をよろしくお願いをいたします。

そこで、一つ御相談件数、また状況を教えていただけると助かりますが、よろしくお願いをいたします。

副議長(河杉 憲二君) 総務部長。

総務部長(浅田 道生君) DVに関する相談件数についてお答えをいたします。

庁内の関係課の合計相談件数は、平成17年度で42件ございます。内訳といたしましては電話が12件、残りが面接の30件というふうになっております。同じく18年度では合計で46件、そのうち電話が9件、面接が37件というふうになって、若干でございますが、増加傾向にあるということでございました。

それから、相談室のことでちょっと先ほどお話がありましたが、今現在、社会福祉課の隣に、あそこに授乳室をつくっておりますが、その反対側あたりに隔離された相談室を設置をいたしておりますので、今後そういったプライバシーの保護が必要な相談であれば、そちらの方で対応したいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

副議長(河杉 憲二君) 18番、髙砂議員。

18番(高砂 朋子君) 相談室の件では、早速お考えをいただいたようで感謝申し上げます。ともかく、話しやすい状況をこれからもつくって差し上げていただきたいなと思っております。相談件数に関しては、平成17年度が42件、平成18年度が46件ということで微増ではございますけれども、先ほど、アンケートの御紹介がありましたように13.2%の方が受けたことがある。またそのうちの45.7%がどこにも相談できなかった、しなかったということであれば、まだまだ潜在化している、相談を受けたい方の数

はたくさんあるのではないかと思っております。

塩上でも御紹介しましたように、この46件の中も高齢障害課における御相談が13件と先日お聞きいたしました。高齢者の相談が多くなっているのが特徴です。高齢障害課への御相談はお聞きしましたところによると、平成17年度が2件、18年度が13件ということで大変多くなっております。暴力を加えられる側が認知症の方であったり、介護が必要な方のケースが多いという現状、またその暴力に耐えていらっしゃる方も高齢者、何とも胸が痛いお話だと思います。さらに、これからは増加傾向になるのではないかと私も心配をしております。専門のスタッフの連携でしっかりと守り、支えてあげていただきたいと思います。

さまざまな関係機関との連携協議会を設置してという御答弁でもございましたので、多 岐にわたる御相談でございますので、しっかりとその辺もよろしくお願いをいたします。

先月、私は総務委員会の行政視察で福岡県久留米市に参りました。視察先では必ずトイレをのぞいてみるんですけれども、今回は個室の棚にかわいいかごに入った名刺サイズのDVのSOSカードを見つけました。後日お願いをして、DVの取り組みの資料を送っていただきました。私が見つけたカードは、久留米市男女平等推進センターが作成、発行しているもので、相談室の電話番号をはじめ、具体的な方途が示されています。このカードは数年前から公的機関や百貨店などの市内の重立ったところにも置いてあるそうです。

そのほか、防止のための啓発推進の取り組みとしては、地域への出前講座の実施もされております。相談体制としては、複数の窓口での相談、手続が必要な場合、一つの窓口へ関係課が出向くワンストップ事業を推進されておりました。女性弁護士が専門の相談に応じてくれる体制もとってありました。ホームページも大変充実しておりました。

ちなみに、防府市DVを検索いたしましたら、1カ所、住宅課のページに一言あっただけでございました。DVで悩んでいらっしゃる方へあらゆる方法を駆使して、常に情報発信しておいてあげないといけない問題でございますので、今後ともどうか積極的な取り組みをよろしくお願いをいたします。

この項については終わります。

副議長(河杉 憲二君) 次に、乳幼児の遊び場づくりと情報提供について。健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) では、私の方から乳幼児の遊びの場づくりへの取り組みとその情報提供についてお答えをいたします。

乳幼児とその保護者を対象とした子育て支援策といたしまして、平成18年度にルルサス防府の地域協働支援センターの中に、親子ふれあい広場を設置し、多くの子育て中の

方々に御利用していただいております。

この親子ふれあい広場では、ファミリーサポートセンターが週1回「ぽんぽこ広場」を 開催しており、市の子育て支援課でも毎月「あつまれ!わくわく広場」を開催し、絵本の 読み聞かせや親子遊びを行っております。

また、地域における子育てサークル活動では、身近な子育てサポーターとして活動されております母子保健推進員さんが各地域で年に4回から5回、子育てサークル活動を実施されております。このほかにも、母親クラブやボランティアグループ等によるさまざまな遊びの場が開かれております。

毎年1回、これらの市内のサークルや団体が一堂に会して、未就園児とその親を対象に、「わいわいHOFUっ子のつどい」を開催されています。このほかに、シルバー人材センターでも、商店街の空き店舗等を活用した子育てサロンを開設しておられます。さらに、市内のすべての保育園では、「地域子育て支援センター」を設置し、地域活動を支援するために、職員を配置し、子育ての相談や指導を行うとともに、子育てサークルの育成等に取り組んでおられます。

このように、市内ではさまざまなグループや団体が乳幼児とその保護者を対象とした多様な遊びの場を提供されておられます。

次に、情報提供はどのように行っているかとの御質問についてでございますが、これらの活動は、市のホームページや市広報で紹介するとともに、このような「子育てマップ」 を作成いたしまして、育児関係者の方に配布をいたしております。

防府市では、平成17年度に策定いたしました防府市次世代育成支援行動計画に基づき、次の時代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組んでおりますので、 御支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

副議長(河杉 憲二君) 18番、髙砂議員。

18番(髙砂 朋子君) 私は、まだこの子育で情報マップは18年度の分しか持っていないんですけれども、今部長がお示しいただいた新しい分はどこに行けば、お母さん方がどこに行けば手に入るものでしょうか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) これは保健センター、また子育て支援課の窓口等に置いております。

副議長(河杉 憲二君) 18番、髙砂議員。

18番(髙砂 朋子君) わかりました。たくさんの子どもさんたちに対して、さまざ

まな取り組みがしてあることに感謝申し上げますが、せっかく子育で情報マップというのは、かなりの情報が散りばめられておるすばらしい資料だと思います。これを本当にたくさんつくっていただいて、例えば対象児の全戸訪問ですね、2カ月児の全戸訪問の際であるとかサロン、サークルへお母さん方が参加されている所であるとか、健診の際などに、ぜひともお母さん方へ渡していただきたい。この存在を知らないお母さん方が本当に多いわけです。私も置いてある場所に18年度は10冊ぐらい取りにいって、いろいろなお母さん方にお渡しいたしました。大変に好評です。物すごいいい資料を時間をかけてつくっていらっしゃるなという、もったいないなと私は思った次第です。いろいろな方々に配布をするなどの工夫もお願いしたいと思います。

それから、新しい取り組みがあれば、部長の方から御紹介をしていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

副議長(河杉 憲二君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(山下 陽平君) 防府市で、これからの新しい取り組みということでございますけれども、まず今年度は乳幼児の遊びの場づくりへの取り組みといたしまして、やはり子育で中の親が子どもと一緒に集い、交流や情報交換ができる場として、周辺地域で開設いたします地域型のサロンを、平成18年度は1カ所実施しております。今年度は3カ所での開設を計画をいたしております。

また新規の事業といたしましては、国が今年度から実施をいたしました生後4カ月までの乳児がおられる家庭を全戸訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」というのがございます。これにつきましては、防府市では、これに先立ちまして、母子保健推進員さんの御協力をいただきまして、平成14年度から生後2カ月の乳児への家庭訪問事業として実施してきております。これが実は「こんにちは赤ちゃん事業」のモデルとなっております。

また、これは平成18年度から準備をいたしましたものでございますけれども、正式には育児支援家庭訪問事業というのがございます。これは、平成18年度に、まず子育てサポーター養成講座というのを開講いたしまして、講座生の皆さんはいわゆる教員の資格であるとか、保育士さんであるとか看護師さん、栄養士さん、それからヘルパー等の資格を有する方なんですけれども、この方々に18年、19年と数回の講座を受講していただきまして、この方を子ども家庭支援員として正式に登録をしていただきまして、出産後間もない時期の子育ての不安や孤立感を抱える家族、家庭、そして子どもへの虐待の経験やおそれのある家族等に派遣し、子育ての相談や支援を行い、親に子育ての自信を取り戻させ、自立をさせることを目的とした、このような育児支援家庭訪問事業というのを実施をいたします。これにつきましては、7月から実施するということにしておりますが、現在は、

もう要請があれば対応できる状況にいたしております。

以上です。

副議長(河杉 憲二君) 18番、髙砂議員。

18番(高砂 朋子君) 新しい取り組みとしても地域型サロン、こんにちは赤ちゃん 事業、育児支援家庭訪問事業など、すばらしいお取り組みが準備をされておりますので、 子どもさんたちの遊びを通しての健全な育成、また親子のきずなづくり等にこのたくさん の事業が効をなすように、これからも御努力をよろしくお願いをいたします。

この項について、終わります。

副議長(河杉 憲二君) 次に、児童の体験の場・遊びの場づくりについて。教育次長。 教育次長(和田 康夫君) まず最初に、放課後子ども教室推進事業の御質問にお答え いたします。

現代の子どもたちは、子どもの数の減少や一人で遊べるゲーム機の普及などにより、学年の異なる子どもたちと一緒に遊んだり、地域の人と接したりする機会が少なくなっています。その結果、自分の考えを正しく相手に伝えたり、集団の中でうまく人間関係をつくったりすることが苦手になるなど、大きな問題となっています。こうした状況を踏まえ、子どもたちが放課後などに、学年の異なる子どもたちと一緒に遊んだり、地域の人々と交流したりする機会を設け、地域が一体となって子どもたちを見守ることのできる環境を意図的、計画的につくることが求められています。

これらの課題に対応するための一つの施策として、平成19年度から文部科学省の補助 事業である放課後子ども教室推進事業が始まりました。

この事業は、放課後に小学校の校庭や屋内運動場などの施設を活用し、子どもたちの安全、安心な活動拠点となる居場所を設け、コーディネーターや安全管理員、学習アドバイザーをそれぞれ配置し、事業が円滑に行えるよう地域の方々の協力を得て、子どもたちと勉強や遊び、スポーツ、文化活動、交流活動等に取り組むという事業です。

防府市教育委員会といたしましては、家庭、学校、地域の皆様の協力を得て、地域が一体となって放課後子ども教室が実施できるよう考えております。

今年度は、モデル事業として地域開放型の施設を有する2校区で2学期から実施できるよう現在小学校をはじめ、この事業実施にとって最も大切な役割をお願いすることになるPTAや子ども会、自治会等地元関係団体と協議を重ねているところでございます。

モデル事業の実施により、この事業の問題点や課題を検証し、今後、防府市の全小学校の児童にとって、よりよい事業としたいと考え、取り組んでまいります。

次に、地域の運営組織や各ボランティアグループへの支援及び専門コーディネーターの

配置の御質問についてお答えをいたします。

御承知のとおり、今月号の市広報に掲載をいたしました生涯学習相談コーナーは平成 14年5月に設置し、生涯学習に関する情報の収集や相談業務、生涯学習指導者バンク登録者の紹介をするなど、生涯学習のお手伝いを生涯学習専門員が行っており、この専門員が議員御質問の専門コーディネーターに当たるものでございます。

なお、市広報により、生涯学習専門員を募集しておりますが、5月より欠員となっておりましたものでございます。

また、生涯学習指導者バンクには、レクリエーション、スポーツ分野等での専門的な知識や生活に密着した知識、技術をお持ちの方が登録されており、各種行事の実技指導や助言者として活動しておられますので、地域で児童の体験の場、遊びの場づくりを計画される場合には、生涯学習指導者バンクをぜひ御利用いただきたいと思います。

現在、生涯学習指導者バンクには、ボランティア活動を希望される個人、団体が約460件登録されております。昨年度の利用状況は87件で、うちPTA、子ども会、母親クラブ、地区青少年育成協議会などから相談を受け、21件の行事に派遣をしております。

防府市教育委員会といたしましては、今後、生涯学習相談コーナーを一層充実するとともに、PRに努め、多くの市民の皆様に御利用をいただき、児童・生徒の体験の場、遊びの場づくりのお手伝いをしたいと考えております。

以上でございます。

副議長(河杉 憲二君) 18番、髙砂議員。

18番(髙砂 朋子君) ありがとうございました。

放課後子ども教室推進事業ということで、2学期から2校区をモデル校区としてという 御答弁でございましたけれども、この2校区はどちらとどちらなんでしょうか。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) いろいろ地元の方なり、子ども会、あるいはPTAの方なり、各地区、それぞれすべてに御紹介をいたしておりまして、2地区の、ある程度の2地区にお話はいたしておりますが、まだ決まっておりませんので、申しわけございません。

副議長(河杉 憲二君) 18番、髙砂議員。

18番(高砂 朋子君) 2学期ということでございます。今もう6月中旬ということで、1学期も終わろうかというところでございますので、せっかく始める事業であるならば、地域の方や学校、しっかり教育委員会等も連携をとっていただいて、子どもたちの放課後のプランが充実したものになるようにお取り計らいいただきたいと思っております。

もう一つ御質問させていただきますが、この子ども教室と従来からある留守家庭児童学級、また留守家庭児童クラブ、こういったものがございますけれども、こういった箇所との連携、整合性というのは教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) 留守家庭児童学級につきましては、先ほどもいろいろとお話が出ましたけれども、いわゆる共働き等されておられる方の子どもさんを放課後5時までお預かりするという、どちらかというと保護機能的な施設でございますが、この放課後子ども教室につきましては、対象は全児童、1年生から6年生まで。学校で放課後、お帰りになるときくらいまでにはお預かりしたいという形で、どちらかというと自由にというほどまでにはいきませんが活動してもらって、特に地元の方に学校に来ていただいて、いるいろな形で見守っていただけたらということが趣旨でございます。

副議長(河杉 憲二君) 18番、髙砂議員。

18番(高砂 朋子君) いずれにしましても、自分の子どもは自分で守り育てるという親の意識をいま一度高めることは大事ですけれども、親だけでは守り切れない部分を地域や学校など、今御説明がありましたように、しっかり関係機関が、しっかり連携をとって子どもたちの放課後が充実するように、また実体験を含んだ遊び等も含めながら子どもたちの成長に寄与していただきたい、そのように思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それから、生涯学習相談コーナーの専門員の配置でございますけれども、当面、今いらっしゃらないということですけれども、いつごろの配置になりますでしょうか。

副議長(河杉 憲二君) 教育次長。

教育次長(和田 康夫君) たしか 7 月からはという形で準備を進めておるところでございます。

副議長(河杉 憲二君) 18番、髙砂議員。

18番(髙砂 朋子君) 大変重要なお役目とも思いますので、ぜひとも意欲的に取り組まれる方の登用をお願いをいたします。

6月1日号の市広報、生涯学習相談コーナーの記事を私も見ました。子どもたちに何々をさせたい人はどうぞと出ておりました。団塊の世代の方の退職により、力ある、また技術のある、またいろいろな思いのある方がたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方たちの力を集約していくためにも、しっかりPRの方もよろしくお願いをいたします

私も大道小学校のPTA役員をしていたときに、ニコニコチャレンジクラブという、子

どもたちを遊ばせ、また体験をさせようという会のお手伝いを数年させていただいたことがあります。親子でペットボトルのロケットをつくって飛ばしたり、七夕飾りをつくって遊んだり、また植えたサツマイモを収穫して食べたり、そういった楽しい企画でございました。今も開催されているように聞いております。とにかく、子どもたちにさまざまな実体験をさせてあげたいと思います。そのために、経験豊富な市民の方々に、どんどん子どもたちの成長のためにお力をかしていただきたいという思いでいっぱいでございますので、よろしくお願いをいたします。

この項は終わります。

副議長(河杉 憲二君) 次に、森林公園の整備について。産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) それでは、次に、森林公園の整備についての御質問に お答えいたしたいと思います。

子どもを自然の中で遊ばせることは、自然を大切にし、環境を守るという体験学習を通じて、子どもの健全育成を図る上で大変有意義なものがあります。幸い、このような要望にこたえるための森林公園は、御承知のように天神山森林公園、矢筈森林公園、三谷森林公園が整備されております。各公園には、それぞれ特徴がありますが、園内の各ゾーンには四季を感じられるようなさまざまな木々が植栽されており、起伏に富んだ遊歩道を散策しながら小鳥の鳴き声を聞くことができるなど、緑豊かな自然の中でふれあいの森のすばらしさを味わうことができます。

このような自然の中で、心身をリフレッシュし、家庭やグループで自然を楽しむための 憩いの場を持つことは、子どもにとってはとても大切なことと思います。

御質問の森林公園の整備につきましては、本市の森林公園は主に散策型の公園でございまして、現在多くの市民の方々が利用されておられますが、地形等の問題もございますので、今後、キャンプ場として施設を新たに整備する予定はございません。

市といたしましては、現在の施設の範囲内で大いに活用していただきたいと考えておりますので、そのために一層のPRと維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長(河杉 憲二君) 18番、髙砂議員。

18番(高砂 朋子君) 三谷森林公園は生活環境保全林となっており、保安林の機能を高め、市民の憩いの場として整備された公園という趣旨の御答弁だったと思います。出合いの広場、もみじの広場、中央広場とあったわけですけれども、時期的な理由もあると思いますが、どこも草がしっかり生い茂っておりまして、自然と言えば自然でいいんです

けれども、もう少し草刈り等の手も入れていただきたいなと思いました。

先月、教育委員会主催でサイクリングターミナルから三谷森林公園への5キロコースで市民体力づくりハイキングが開催されました。24名参加とお聞きしました、ちなみに親子連れはなかったようですけれども。高齢者の方の増加傾向にあり、また参加者は減少傾向にあるということでございました。今後、企画を充実したい旨のお話をされておられました。佐波川の水面や山々の緑に目をやり、さわやかな風に吹かれながらの散策は最高だろうなと思いました。本当にすばらしいコースですし、親子連れの企画などがあるといいなというふうに私は思った次第でございます。

先ほど部長の答弁で、市民の多くの方に親しまれというふうにございましたけれども、多くの方が知ってくださっているかどうかということになると、まだまだすばらしい場所を知らない方も多いのではないかと思います。絶好の場所をもっとPRしていく必要もあると思いますが、いかがでしょうか。

副議長(河杉 憲二君) 産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) 今、議員おっしゃいましたように、何百人でも入れる 大きな公園でございますので、市民の方、また市外の方も含めまして、利用促進が図られ るように今後、努めてまいりたいというふうに思っております。

副議長(河杉 憲二君) 18番、髙砂議員。

18番(高砂 朋子君) 先ほど、どこも草が生い茂っていたという御紹介をいたしま したけれども、私はつい先日行って見てまいりましたけれども、こういった草刈り等の整 備については、どのようにしていらっしゃるんでしょうか。

副議長(河杉 憲二君) 産業振興部長。

産業振興部長(桑原 正文君) 委託ということで除草等の作業はしていただいております。これは3つ森林公園があるんで同様なんですけれども。今、三谷、先般、先週ですか、私もちょっと実は行ってきたんですが、雑草と言えば雑草なんですが、黄色いタンポポ風の花が、すばらしく野草が咲いていたので、あながち雑草と切り捨てるわけにはいかないかなというふうな思いをしておりました。

以上です。

副議長(河杉 憲二君) 18番、髙砂議員。

18番(高砂 朋子君) 私もその黄色い花を写真に撮って帰りました。とてもきれいでございました。本当に四季折々の花が咲くようにもしてありますけれども、やはり子どもたちが行って、本当に危険なく遊ぶことができるような、そういった配慮も必要なのではないか。また散策ということですので、ベンチ等の設置、東屋の設置等もお考えいただ

ければと思います。どうかよろしくお願いいたします。

時間もありませんので、この項はこれで、要望としてお話をさせていただくことでとど めさせていただきたいと思います。

次の項に移ります。

副議長(河杉 憲二君) 次は、投票所のバリアフリー化について。選挙管理委員会事 務局長。

選挙管理委員会事務局長(松吉 栄君) それでは、投票所のバリアフリー化についての御質問にお答えをいたします。

現在、本市の投票所は小・中学校の屋内運動場や講堂、公民館や福祉センター、それに地元からお借りする自治会館など、34カ所と、期日前投票所として使用している市役所4号館2階会議室の合計35カ所ございまして、これらの公共施設等で投票を実施しております。

ただいま議員御指摘のございました車いすの設置につきましては、投票管理者の御意見を聞き、必要な投票所には社会福祉協議会からお借りした車いす、これは15カ所の投票所に合計17台を配置をいたしております。また車いすを御利用になられている方のためには、車いすに座ったまま投票の記載ができる車いす用記載台、これは15カ所の投票所に15台を配置いたしております。

また施設自体にスロープが設置されていない投票所につきましては、段差解消のため仮設のスロープ、これは簡易スロープでございますが、これが16カ所の投票所で31台、こうした仮設のスロープを備えつけて対応しておりますが、現状十分とは申せませんので、今後とも施設管理者や投票管理者と協議しながら身障者や高齢者にやさしい投票所づくりに努めてまいりたいと考えております。

なお、施設の改修等が計画される際には、バリアフリー化についても要望してまいる所存でございます。

以上でございます。

副議長(河杉 憲二君) 18番、髙砂議員。

18番(髙砂 朋子君) ありがとうございました。

車いすのないところで、比較的大きなところを私も調べましたので御紹介いたしますと、勝間小、華陽中、玉祖小学校の講堂、また華城小、富海小、大道小・中の屋内運動場、また8公民館利用されているんですけれども、そのうち4カ所はないということでございました。いろいろな構造上のこともありますので、すべて設置が可能かどうか、配置が可能かどうかということになりますとわかりませんけれども、今、御答弁をいただきましたよ

うに、少しでもいろいろ配慮していただいて全箇所に設置をしていただきたいという思い でございます。

車いすは当日の、期日前をのけますと34カ所なんですけれども、その34カ所のうち14カ所設置をされております。聞くところによりますと、社協にある車いすが15台、15台のうちの1台を残してあとの14台を借りている、そういうふうにお聞きしております。14台あるから14カ所に設置ということになるんでしょうか。その辺をお答えいただきたいと思います。

副議長(河杉 憲二君) 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長(松吉 栄君) ただいまお話のとおり、社会福祉協議会から 15台が貸し出し可能というふうなことでございましたので、そのうちの 14台、これを社会福祉協議会からお借りをしております。これは先ほど申し上げましたように、実は各投票所の管理者、こちらの方に車いすの設置要望、配置要望があるかないか、そのところをいつも確認しながら配置をいたしておりまして、各投票所の管理者につきまして回答が 14台あったから、14台の貸し出しを社会福祉協議会にお願いをした次第でございます。

以上でございます。

副議長(河杉 憲二君) 18番、髙砂議員。

18番(高砂 朋子君) 現場の声としては、華城小校区の方からもございましたし、 私が住んでおる大道小・中校区の方からも車いすがあったらいいのになというお話を実際 にお聞きいたしました。上の方には届いていないかもしれませんけれども、実際の要望と してはたくさんあるのではないかというふうに思っております。

14台しかないわけですから、14台、14カ所以上に配置はできないという、この現在の時点で絶対数が既に足らないということになっております。そうであるならば、この際、選管独自で不足分を備えていただきたいとも思いますし、社協に増やすことがお願いできるかどうかわかりませんけれども、しっかり絶対数を増やして、どんな要望にも即座に対応していく、そういったことが必要でないかと思います。

障害者の方にはもちろんのこと、急速に高齢化がこれだけ進んでいるわけですから、バリアフリーの難しい投票所の変更も含めて、でき得る限り、全箇所に車いす、またその記載台、段差解消のための木枠やスロープ等を備えていただきたいと思います。

いろいろ聞いておりますと、片手しか使えない方は文鎮があるとすごく書きやすいんだ、 そういったことも聞いたことがございます。それも要望としては挙がってはおらないかも しれませんけれども、そういった一つ一つ、投票される方の御苦労に思いをはせて、心配 りをしていく必要があるのではないかと思っております。

今や銀行やスーパーにも車いすが設置をされております。行政は社会にお手本を示さなくてはなりませんし、後追いの政策であってはならないと思いますので、どうぞ早急に検討して配置をしていただきたい、そのように思います。

以上で、私の質問を終わります。

副議長(河杉 憲二君) 以上で18番、髙砂議員の質問を終わります。

副議長(河杉 憲二君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(河杉 憲二君) 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後 3時28分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年6月19日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 河杉憲二

防府市議会 議員 山本久江

防府市議会 議員 平田豊民